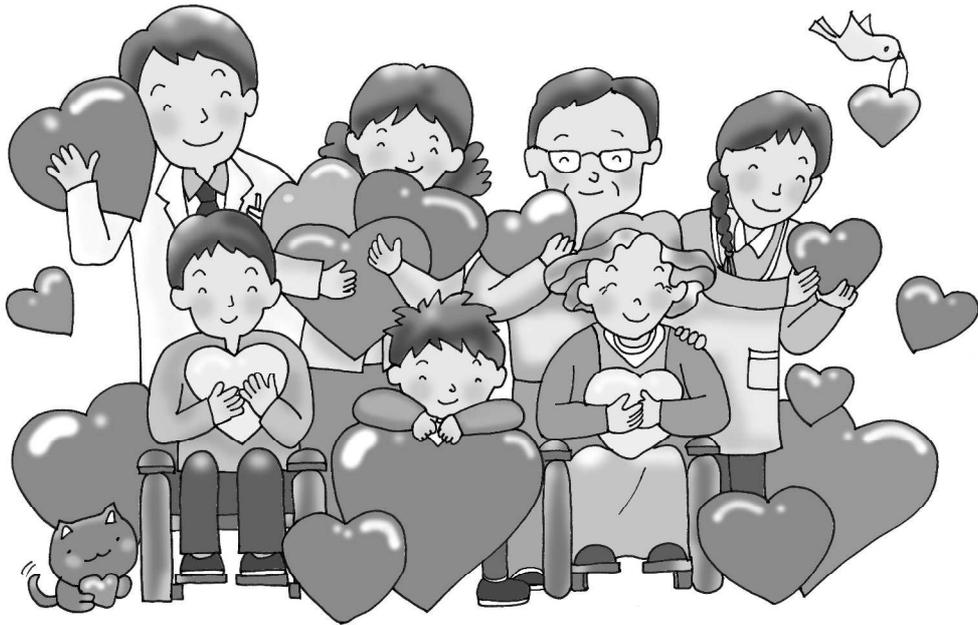


---

# 第2次 南関町地域福祉計画

---



平成 24 年 3 月

熊本県 南関町

## はじめに



本町では、平成19年3月に「南関町地域福祉計画」を策定し、「誰にでもどんなときにもやさしいまちづくり」を基本理念として、地域の様々な生活課題に地域全体で取り組んできました。

近年、わが国では少子高齢化や核家族化の進行による本格的な超高齢社会を迎えています。また、社会経済状況の低迷による生活困窮者の増加や地域のつながりの希薄化が進んでおり、地域における助けあい、支えあいの重要性が高まっています。さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災では、こうした地域のつながりの大切さが改めて注目されたところです。

このような状況の中、本町では、(第1次)南関町地域福祉計画で掲げた基本理念、基本目標に基づきながら、さらに充実を図ることで、子ども、高齢者、障がいのある人をはじめ、誰もが地域社会の一員として、心身ともに健やかに、生きがいを持って暮らすことができるよう、より実効性が高く、町民との協働による取り組みの指針として、第2次南関町地域福祉計画を策定しました。

本計画の策定にあたっては、福祉関係及び学識経験者などの委員で構成する「南関町地域福祉計画等策定委員会」を設置し、様々なご意見をいただきながら、計画の見直しに取り組みました。また、町民の声を計画に反映するために、町内4地区において地区懇談会を開催し、地域の課題や今後の取り組みについて協議をいただきました。

今後は、本計画に基づき住み慣れた地域において「誰にでもどんなときにもやさしいまちづくり」を目指し、地域と行政の協働により「地域福祉のまちづくり」をさらに推進してまいりますので、町民、関係機関・団体、事業者の皆様におかれましては、今後も地域福祉の担い手としてご協力いただければ幸いです。

最後に、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました「南関町地域福祉計画等策定委員会」の委員の皆様をはじめ、地区懇談会の参加者の皆様など、ご協力いただきました町民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成24年 3月

南関町長 上田 数吉

## 【目次】

第1章 計画の概要	2
1. 計画策定の背景	2
2. 地域福祉計画の概要	3
3. 計画の性格	4
4. 計画の位置づけ	4
5. 計画の期間	6
6. 計画の策定体制	6
第2章 町の地域福祉の状況	8
1. 人口や世帯の状況	8
2. 地域で支援を要する人や社会資源の状況	11
3. 町民等の意識	15
4. 取り組みの進捗状況	27
第3章 計画の基本方針	34
1. 基本理念	34
2. 基本目標	35
3. 地域づくりのアイデアと町民の行動目標	37
4. 計画の体系	38
第4章 施策の取り組み内容	40
1. 助けあい、支えあう地域づくり	40
2. 福祉サービスを安心して利用できるしくみづくり	48
3. 誰もが安全・快適に暮らせるやさしいまちづくり	56
第5章 計画の推進に向けて	64
1. 町民・関係団体・行政の協働による推進	64
2. 社会福祉協議会との連携	64
3. 計画の周知	64
4. 計画の進行管理	65
資料編	68
1. 計画策定の経緯	68
2. 南関町地域福祉計画等策定委員会設置要綱	69
3. 南関町地域福祉計画等策定委員会委員名簿	71
4. 用語解説	72

# 第1章

## 計画の概要

---

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の背景

本町では、平成19年3月に「誰にでもどんときにもやさしいまちづくり」を基本理念とする「南関町地域福祉計画」（第1次計画）を策定し、この計画に基づき、ボランティア活動の促進や、地域づくりに関する取り組み、各種福祉サービスの提供などを推進してきました。

その後現在までの間、全国的に少子高齢化や世帯の核家族化・単身化が急速に進行するとともに、地域や家族の絆が希薄になるだけでなく、子どもや高齢者への虐待、高齢者の孤独死、青少年の犯罪、いじめ、虐待など、様々な社会問題が増加しています。

また、景気の長期低迷を背景に、若年層の雇用環境においては、長期化する就職難や定職を持たないニート・フリーターと呼ばれる人が増加するなど、雇用不安も大きな問題となっています。

さらに、世界的同時不況の影響により、生活困窮者の増加のほか、新たに「無縁社会」などの社会問題が地域にも影響を及ぼし、社会からの孤立、孤独死等の問題、周囲からの支援を拒む人への対応などが求められています。

平成23年3月には、東日本大震災が発生し、あらためて地域コミュニティの必要性が再確認されている中、今後、地域福祉を推進していく上では、災害時における要援護者支援のあり方についても検討していく必要があります。

こうした状況に対応するため、福祉分野では、度重なる制度改正が行われており、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等において様々な取り組みが進められています。本町においても、「第4期南関町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画（平成21年3月策定）」「南関町障がい者プラン（平成19年3月策定）」「関所っ子すこやかプラン 南関町次世代育成支援後期行動計画（平成22年3月）」など、個別計画を策定し、福祉の推進に努めてきました。

このような社会状況の中、第1次計画が平成23年度に終了することから、地域の課題を明らかにするとともに、これまでの取り組みをさらに強化し、地域福祉の推進を図ることを目指し、「第2次南関町地域福祉計画（以下、本計画）」を策定します。

## 2. 地域福祉計画の概要

### (1) 地域福祉とは

一般に福祉というと、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉など、対象者ごとに分かれたものと考えられます。対象者ごとにそれぞれの法律や制度によって必要な福祉サービスが提供されてきたことが要因であると思われます。

しかし、公平性・均一性の確保が求められる公的な福祉サービスだけでは、全国一律の型通りの支援になることが多く、地域の実情に応じた支援を行うためには、町民同士の支えあいなどが必要となっています。

地域福祉は、子どもから高齢者まで町民の誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせる支えあいのしくみをつくることを目指すものです。

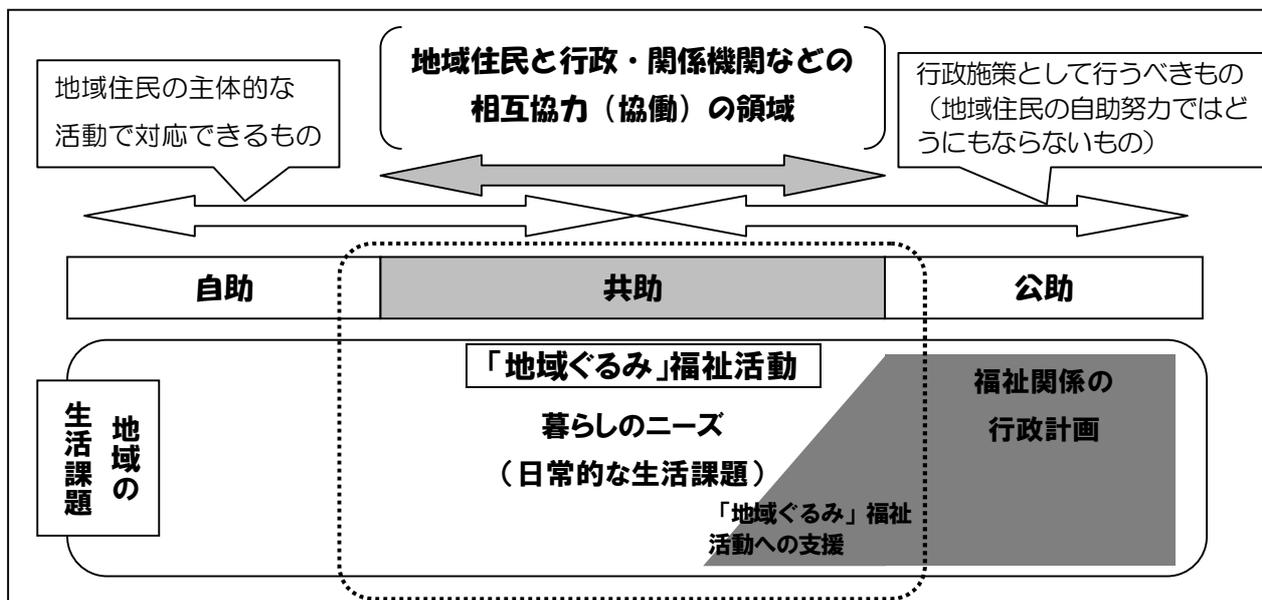
これを実現するためには、様々な生活課題について町民一人ひとりの取り組み（自助）、町民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携によって解決することが必要になります。

### (2) 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、地域に根ざし、お互いを思いやり、助けあい、地域に暮らす誰もがその人らしく自立した生活を送るためのしくみをつくるための計画です。

町民、関係団体、行政などが、それぞれの役割の中でお互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進するため、年齢や障がいの有無に関わりなく、地域に暮らすすべての人が地域において互いに助けあっていくことが必要となります。

#### ■ 「自助」「共助」「公助」と地域福祉計画の関係



### 3. 計画の性格

---

本計画は、『社会福祉法』（第4条）の考え方に基づく、（第107条）に規定される「市町村地域福祉計画」に当たる計画です。この計画には、同法に規定されている「計画に盛り込むべき3事項」に該当する内容を整理しています。

#### 『社会福祉法（抄）』

##### （第4条 地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

##### （第107条 市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### 4. 計画の位置づけ

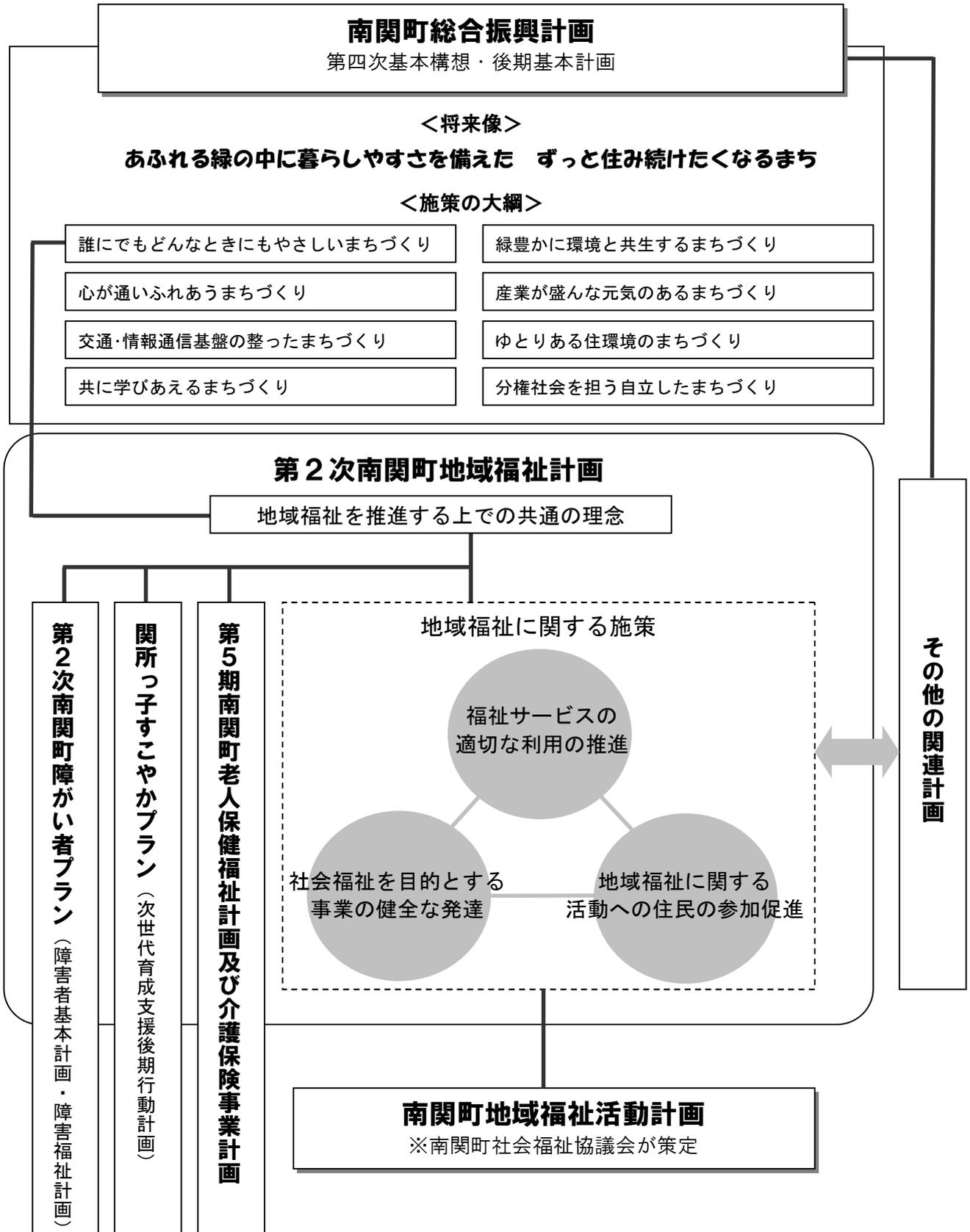
---

この計画は、「あふれる緑の中に暮らしやすさを備えた ずっと住み続けたいくなるまち」を将来像とする「南関町総合振興計画（平成17年12月策定）」及び「南関町総合振興計画 基本計画（後期）（平成23年3月策定）」の福祉分野の基本施策である「誰にでもどんなときにもやさしいまちづくり」を実現するために、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等の個別の福祉分野に共通する地域福祉分野の施策の基本方針を示すものです。

なお、具体的な取り組み内容については、毎年度策定する南関町総合振興計画に基づく実施計画や、南関町社会福祉協議会が策定する南関町地域福祉活動計画、個別の福祉分野については、別途策定している各分野の個別福祉計画に委ねることとし、これらの計画と整合性を図って策定します。

また、「地域防災計画」等の町のその他の関連計画等とも整合性を図りながら策定します。

■第2次南関町地域福祉計画の位置づけ



## 5. 計画の期間

この計画の期間は、平成 24～28 年度までの 5 か年とします。なお、計画の期間内においても、社会情勢の変化や関連法制度の改正等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
総合振興計画基本構想									
地域福祉計画 (平成 19～23 年度)					第2次地域福祉計画 (平成 24～28 年度)				
第3期老人保健福祉計画 ・介護保険事業計画		第4期老人保健福祉計画 ・介護保険事業計画			第5期老人保健福祉計画 ・介護保険事業計画				
障がい者プラン					第2次障がい者プラン(※平成 29 年度まで)				
第1期障がい福祉計画		第2期障がい福祉計画			第3期障がい福祉計画				
次世代育成支援行動計画(前期計画)			次世代育成支援後期行動計画						

## 6. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、保健福祉分野の関係機関・団体の代表や学識経験者、行政関係者等 18 人で構成する「南関町地域福祉計画等策定委員会」を設置し、計画案に対して様々な立場からご意見をいただきました。

また、町で実施した「地区懇談会」や「各種関係団体調査」、これまでに策定した各種計画に関する調査結果等を活用するなど、町民から幅広く意見を集め、計画に反映しました。

## 第2章

## 町の地域福祉の状況

---

# 第2章 町の地域福祉の状況

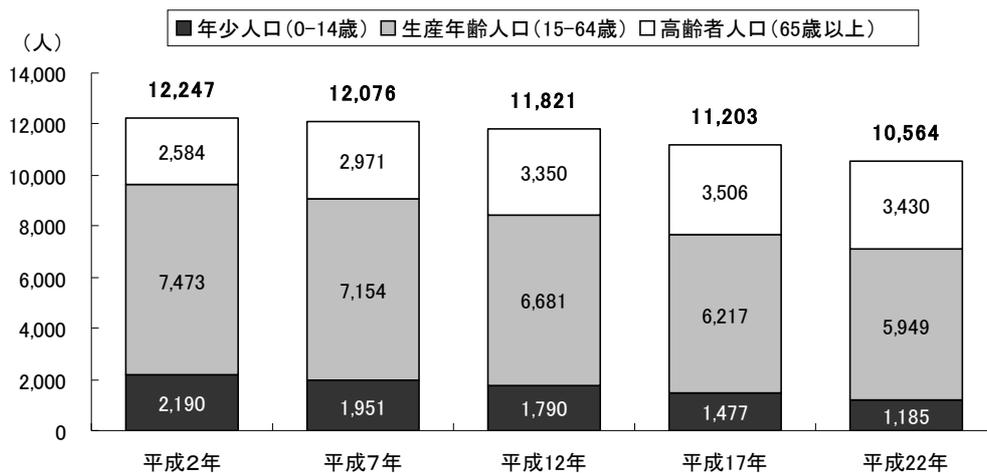
## 1. 人口や世帯の状況

### (1) 人口の状況

本町の総人口は平成2年の12,247人から平成22年の10,564人へと大きく減少し、この20年間で約1,700人の減少となっています。年齢階層別にみると、65歳以上（高齢者人口）の総人口に占める割合の増加傾向が顕著で、高齢化率は平成2年に21.1%であったのが平成22年には32.5%に達し、11.4ポイントの上昇となっています。平成22年の高齢化率を全国平均（22.8%）や熊本県平均（25.5%）と比べると、本町は早いスピードで高齢化が進行していることとなります。

一方、0～14歳（年少人口）の総人口に占める割合は減少傾向であり、少子高齢化の進行がうかがえます。

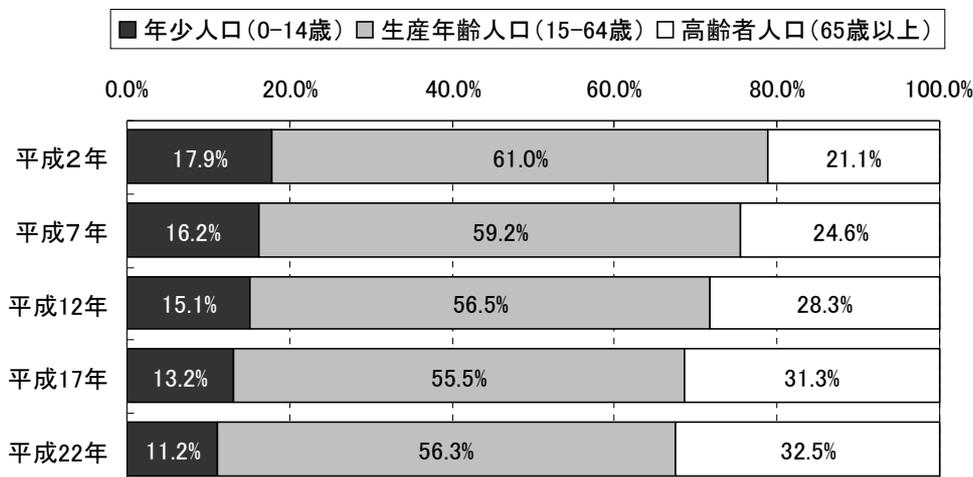
【人口の推移】



※年齢不詳を含むため合計が一致しない場合があります。

資料：国勢調査

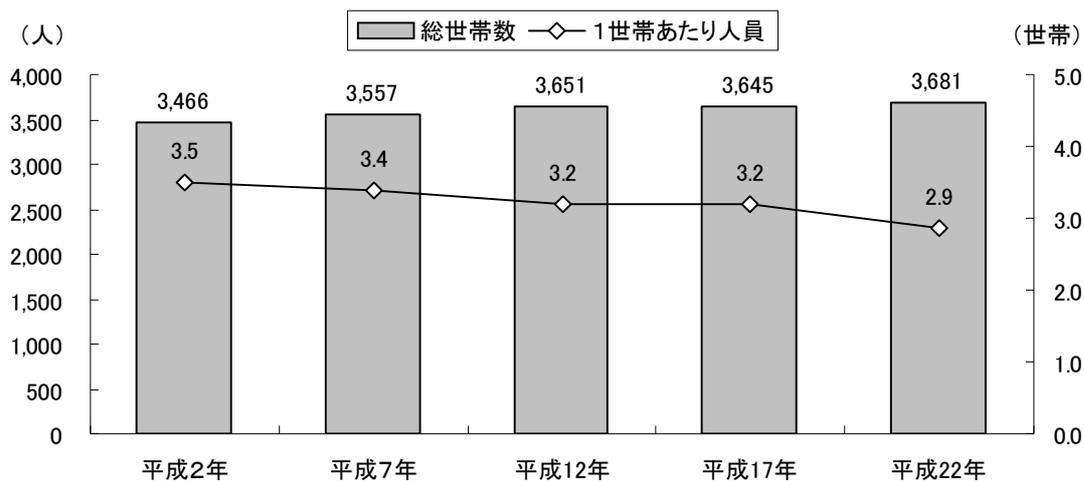
【年齢階層別人口の推移】



## (2) 世帯の状況

本町の世帯数は横ばいの傾向となっていますが、1世帯あたり人員は減少傾向となっており、核家族化や一人暮らしの増加などにより、世帯の小規模化が継続している状況がうかがえます。

【世帯数と1世帯あたり人員の推移】



資料：国勢調査

## (3) 高齢者のいる世帯の状況

本町の高齢者のいる世帯は横ばい傾向となっていますが、高齢者一人暮らし世帯は増加しており、一方で高齢者夫婦のみ世帯は減少しています。特に高齢者一人暮らし世帯の増加に対しては地域の中での見守りや支援の充実が必要です。

	平成12年	平成17年	平成22年	増減率
高齢者のいる世帯	2,235世帯	2,297世帯	2,250世帯	100.7%
高齢者一人暮らし世帯	380世帯	421世帯	480世帯	126.3%
高齢者夫婦のみ世帯	534世帯	547世帯	522世帯	97.8%

#### (4) 校区別の人口・世帯の状況

本町の校区別の人口・世帯の状況は、第二校区で高齢化率が最も高く、第三校区で最も低くなっています。また、1世帯あたり人員では、第四校区が最も少なくなっています。

	総人口	高齢者人口	高齢化率	総世帯数	1世帯 あたり人員
第一校区	3,644人	1,160人	31.8%	1,351世帯	2.70
第二校区	2,740人	1,019人	37.2%	1,079世帯	2.54
第三校区	2,240人	661人	29.5%	833世帯	2.69
第四校区	2,238人	706人	31.5%	900世帯	2.49
合計	10,862人	3,546人	32.6%	4,163世帯	2.61

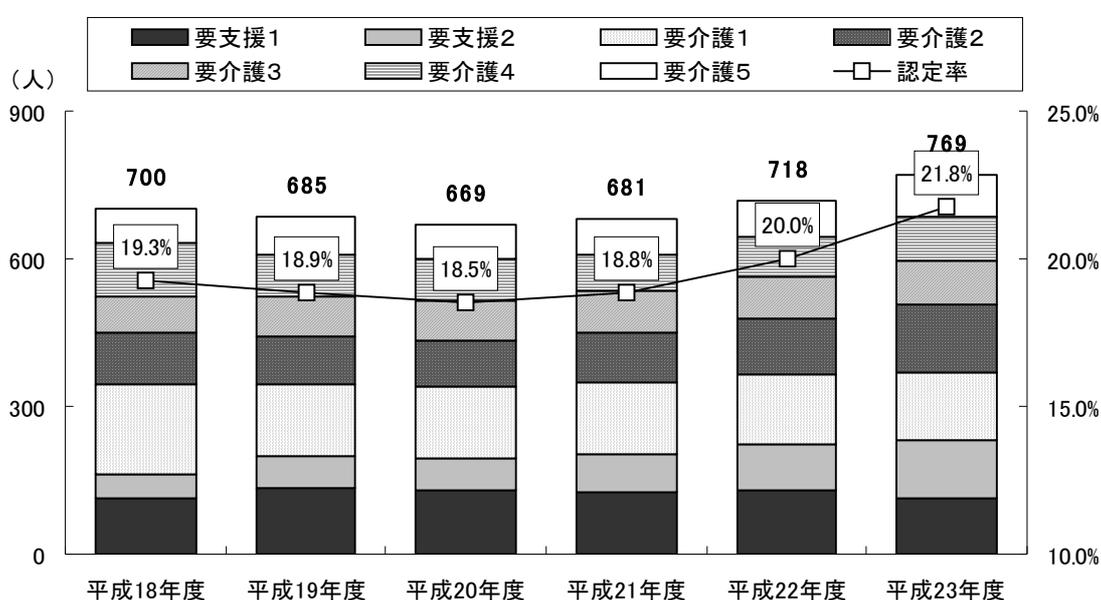
資料：住民基本台帳（平成23年10月現在）

## 2. 地域で支援を要する人や社会資源の状況

### (1) 要介護及び要支援認定者の状況

本町の要介護及び要支援の認定者数及び認定率の推移をみると、平成20年度までは認定者数及び認定率はやや減少していましたが、それ以降増加傾向にあり、平成23年度における認定者数は769人、認定率（第1号被保険者に占める要介護及び要支援認定者の割合）は21.8%となっています。

【要介護及び要支援認定者数の推移】



	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要支援1	114	132	129	125	131	112
要支援2	47	66	67	76	90	121
要介護1	183	145	145	149	142	135
要介護2	105	99	91	100	114	137
要介護3	76	82	84	84	87	91
要介護4	107	86	82	74	80	91
要介護5	68	75	71	73	74	82
合計	700	685	669	681	718	769

資料：介護保険事業状況報告10月月報

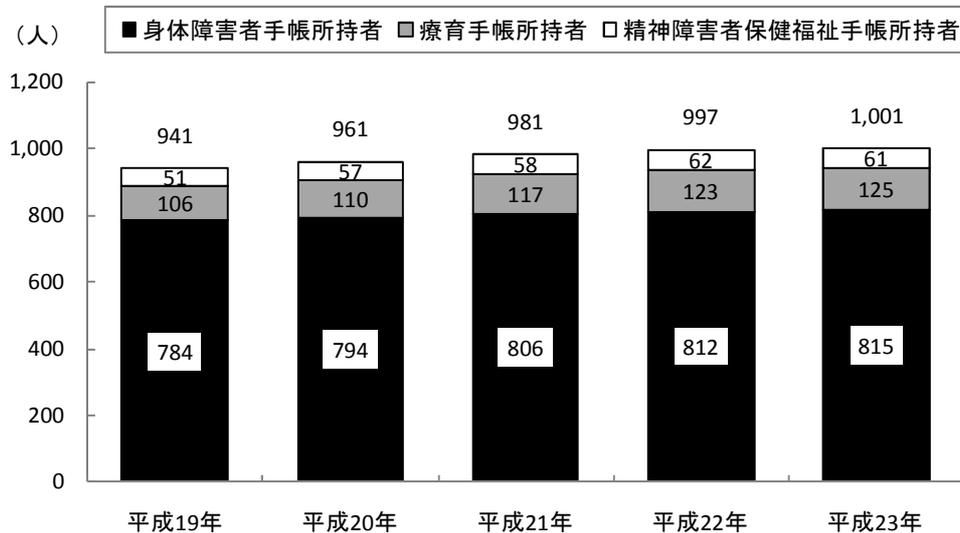
【要介護度に関する身体状況の目安】

要介護度	身体状況
要支援 1	日常生活能力はあるが、入浴着替え等で一部介助が必要な状態。
要支援 2	立ち上がり、歩行が不安定、排せつ、入浴など一部介助が必要だが、今後心身の状態が改善する可能性が高い状態。
要介護 1	立ち上がり、歩行が不安定、排せつ、入浴など一部介助が必要な状態。
要介護 2	起きあがり、歩行など自力では困難。食事、排せつ、入浴などで一部または全体の介助が必要な状態。
要介護 3	起きあがり、寝返りが自力でできない。食事、排せつ、入浴など全体の介助が必要な状態。
要介護 4	食事、排せつ、入浴その他日常生活に全面的な介助が必要な状態。
要介護 5	生活全般にわたり全面的な介助が必要。意思の伝達が困難な状態。

(2) 障がい者の状況

本町の障害者手帳所持者数は年々増加しており、平成23年には1,001人と総人口の約1割を占めており、過去5年間で最も多い数となっています。そのうち身体障がい者は8割以上を占めています。

【障害者手帳所持者数の推移】



資料：福祉課

### (3) 子どもや子育て家庭の状況

本町の子ども的人数は減少しており、18歳未満の子どもがいる世帯、6歳未満の子どもがいる世帯は、30年間でほぼ半減しています。

	一般世帯数	18歳未満の子どもがいる世帯数	6歳未満の子どもがいる世帯数	一般世帯に占める18歳未満の子どもがいる世帯の割合	一般世帯に占める6歳未満の子どもがいる世帯の割合
昭和55年	3,316世帯	1,536世帯	563世帯	46.3%	17.0%
昭和60年	3,446世帯	1,420世帯	602世帯	41.2%	17.5%
平成2年	3,458世帯	1,311世帯	527世帯	37.9%	15.2%
平成7年	3,549世帯	1,218世帯	449世帯	34.3%	12.7%
平成12年	3,642世帯	1,138世帯	431世帯	31.2%	11.8%
平成17年	3,636世帯	982世帯	358世帯	27.0%	9.8%
平成22年	3,669世帯	836世帯	280世帯	22.8%	7.6%
増減率	110.6%	54.4%	49.7%		

資料：国勢調査

#### (4) 地域福祉を支える人材や社会資源の状況

地域福祉を支える人材として、本町では、民生委員・児童委員や福祉員、各種ボランティアが活動しており、平成23年10月現在、民生委員・児童委員、主任児童委員が27人、福祉員は134人（※平成22年度）、ボランティア連絡協議会に登録しているボランティア団体は15団体となっており、社会福祉協議会とも連携しながら様々な活動が行われています。

また、町内には高齢者、障がい者、児童等に福祉サービスを提供する施設や、交流センター等の地域活動の拠点となる施設があり、これらの社会資源を活用して、地域福祉を進めていくことが大切です。

区 分	名 称	区 分	名 称
保健福祉 全般	南関町役場	ボランティア 団体	玉名小代ライオンズクラブ
	南関町社会福祉協議会		南関町食生活改善推進員連絡協議会
	南関町保健センター		栗きんとん（子育てサークル）
地域	南関町公民館		からたち朗読の会
	南関町交流センター		南関町老人クラブ連合会
	南関町南町民センター		南関町地域婦人会
	南関町ふれあい広場		南関高校ヒューマンコース
	南関町ふるさとセンター		おはなしの会 あすなる
	南関町総合文化福祉センター（うから館）		サロン二城山（相谷・向原サロン）
高齢者福祉	延寿荘（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム）		えがお会（米田サロン）
	南関町地域包括支援センター		玉関組南関仏教婦人会
児童福祉	南関町子育て支援センター		南関町身体障害者福祉協議会
障がい者 福祉	知的障害者更生施設 うすま苑		みちくさの会
	知的障害児施設 陽光学園		菜の花の会
保育・教育	南関第一保育園		外目三区サロン
	南関こどもの丘保育園	その他	玉名警察署南関交番
	南関第一小学校		有明消防本部荒尾消防署南関分署
	南関第二小学校		
	南関第三小学校		
	南関第四小学校		
	南関中学校		
	南関高等学校		

資料：福祉課（平成23年12月現在）

### 3. 町民等の意識

計画策定の基礎資料として、次の調査を実施し、町民の生活実態やニーズ・課題等の把握及び解決に向けた話し合いなどを行いました。

#### (1) 転入者・転出者アンケートの実施

調査対象者・配布数	平成22年7月から過去5年間の転入・転出者	転入者：600件 転出者：600件
調査方法	郵送による配布・回収	
調査期間	平成22年10月～平成22年11月	
調査票回収数	転入者：245件 (回収率 40.8%) 転出者：184件 (回収率 30.7%)	

#### (2) 地区懇談会の実施

	参加者数	日程	場所
第一校区	30人	平成23年11月28日(月)	南関町公民館
第二校区	31人	平成23年11月29日(火)	ふれあい広場
第三校区	33人	平成23年11月30日(水)	交流センター
第四校区	21人	平成23年12月1日(木)	南集会所(旧第四保育園)
参加依頼団体			
区長会、民生委員・児童委員協議会、消防団、ふれあいサロン、小中学校PTA、保育所保護者会、子ども会、商工会、老人クラブ連合会、地域婦人会、身体障害者福祉協議会、母子・寡婦福祉協議会、食生活改善推進員協議会、ボランティア関係者、社会福祉協議会			

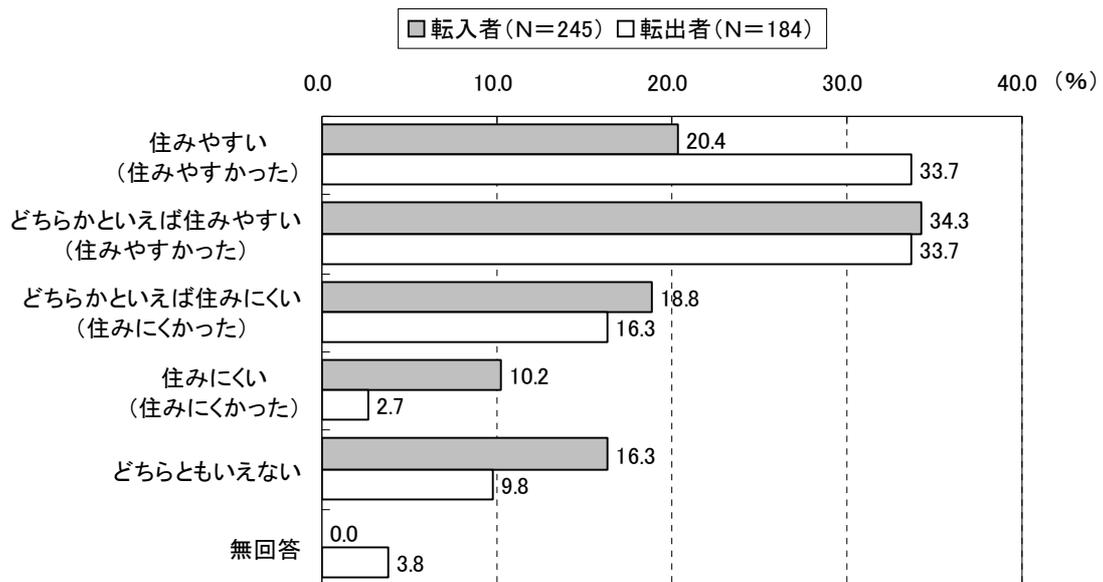
#### (3) 関係団体調査の実施

調査対象者・配布数	社会福祉協議会、保健センター、地域包括支援センター、えがお会、食生活改善推進員連絡協議会、玉関組仏教婦人会南関ブロック、菜の花会、おはなしの会あすなる、からたち朗読会、精神障がい者家族会、民生委員・児童委員協議会、外目三区サロン、南関町地域婦人会、南関町身体障害者福祉協議会、南関町老人クラブ連合会、南関町シルバー人材センター、南関町子ども会連合会、栗きんとん(子育てサークル)、みちくさの会	19通
調査方法	郵送による配布・回収	
調査期間	平成23年10月24日～平成23年11月7日	

## (1) 転入者・転出者アンケートからみた傾向

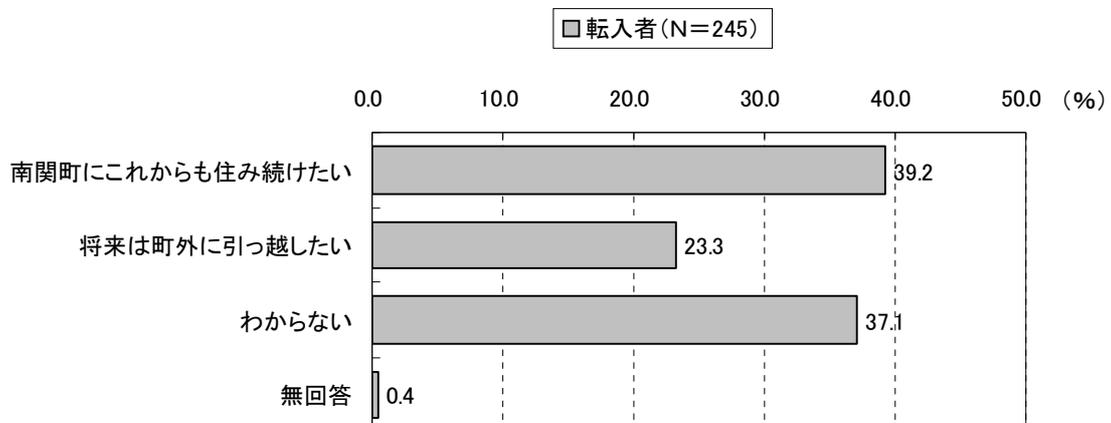
### ① 南関町は住みやすいか

本町への転入者と本町からの転出者に南関町の住みやすさをたずねたところ、「住みやすい（住みやすかった）」と「(どちらかといえば住みやすい（住みやすかった）」を合わせた割合をみると、転入者では約5割、転出者では約7割が概ね住みやすい（住みやすかった）と感じています。



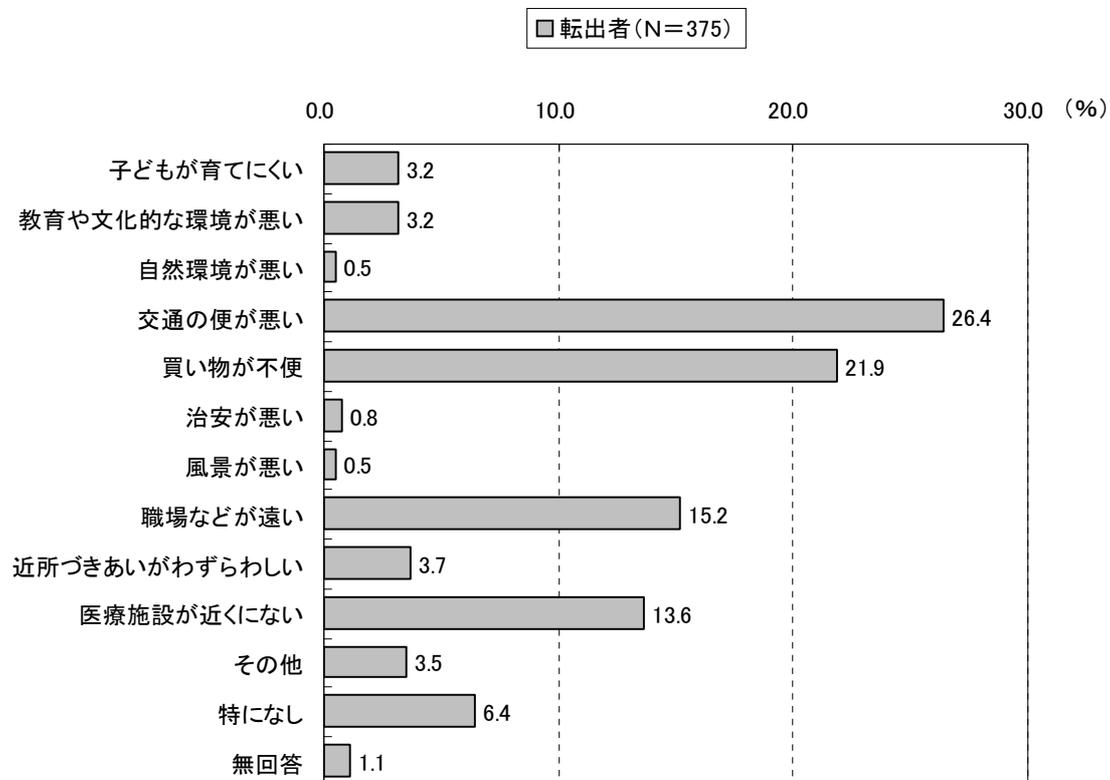
### ② 南関町に住み続けたいですか

本町への転入者に今後南関町に住み続けたいかたずねたところ、「これからも住み続けたい」は約4割となっています。



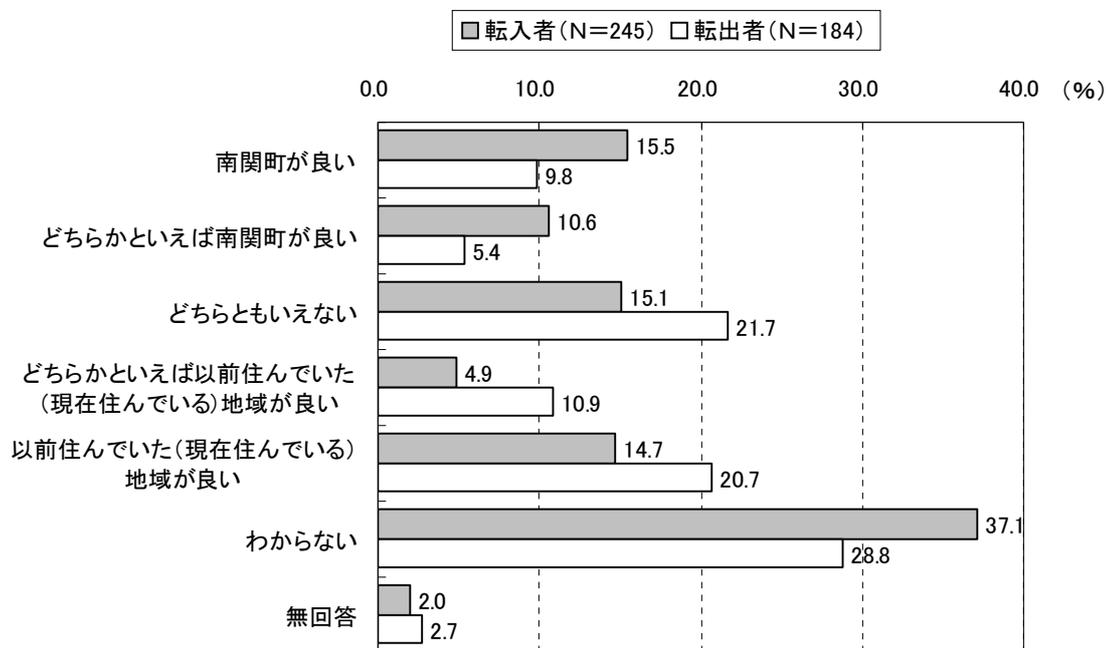
### ③ 南関町に住んで不満だった点

本町への転出者に南関町に住んで不満だった点をたずねたところ、「交通の便が悪い」「買い物が不便」などの割合が高くなっています。



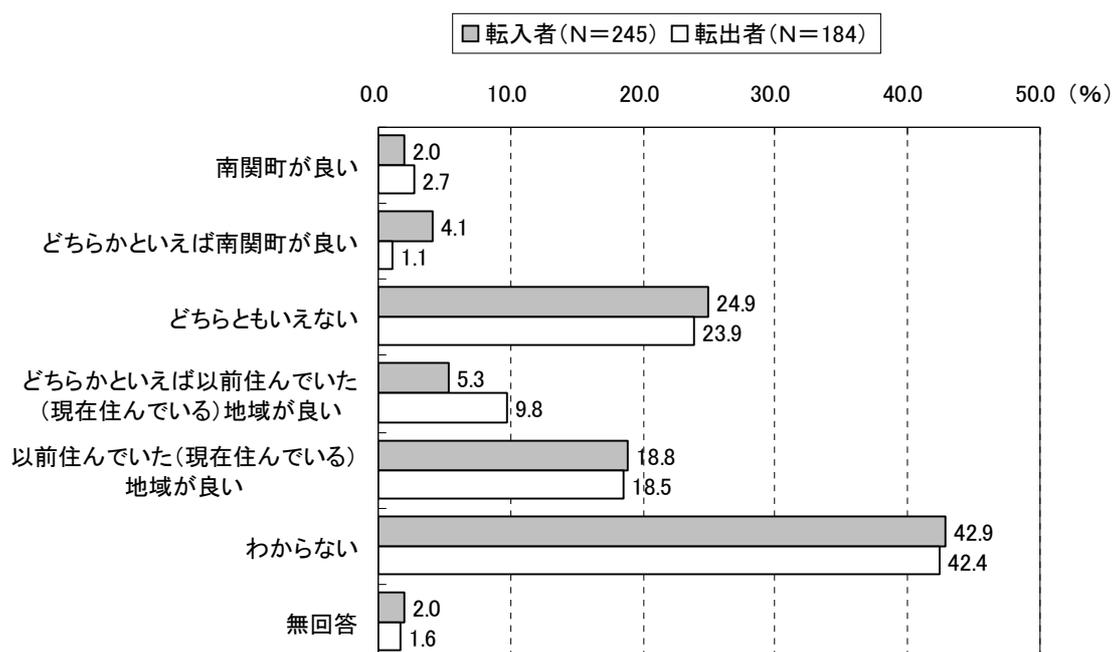
#### ④ 転入元、転出先の市町との子育て環境の比較

本町への転入者では、子育て環境について『南関町が良い（どちらかといえば南関町が良いを含む）』割合が転出者よりも高くなっています。



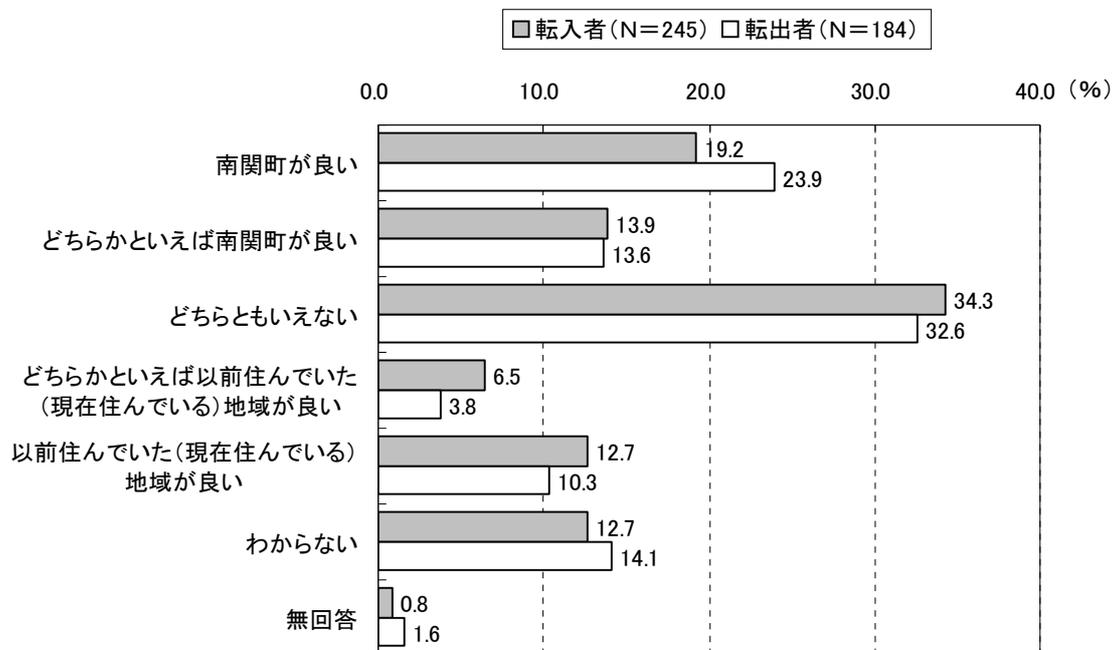
#### ⑤ 転入元、転出先の市町との高齢者・障がい者向けの福祉施設やサービスの比較

本町からの転出者では、高齢者・障がい者向けの福祉施設やサービスについて『現在住んでいる地域が良い（どちらかといえば現在住んでいる地域が良いを含む）』割合が転入者よりも高くなっています。



## ⑥ 転入元、転出先の市町との地域住民との人間関係・コミュニティの比較

本町からの転出者では、地域住民との人間関係・コミュニティについて『南関町が良い（どちらかといえば南関町が良いを含む）』割合が転入者よりも高くなっています。



## (2) 地区懇談会からの声

今後も住み続けたいと思えるまち、仕事や学校に行くために今は外に出ていても、いつか帰りたいと思えるまちをつくるためにはどうしたらよいか、そして自分たちに何ができるのかを、地域で活動されている団体等の方々に考えていただき、今後の地域福祉の向上につなげていくことを目的として地区懇談会を実施しました。

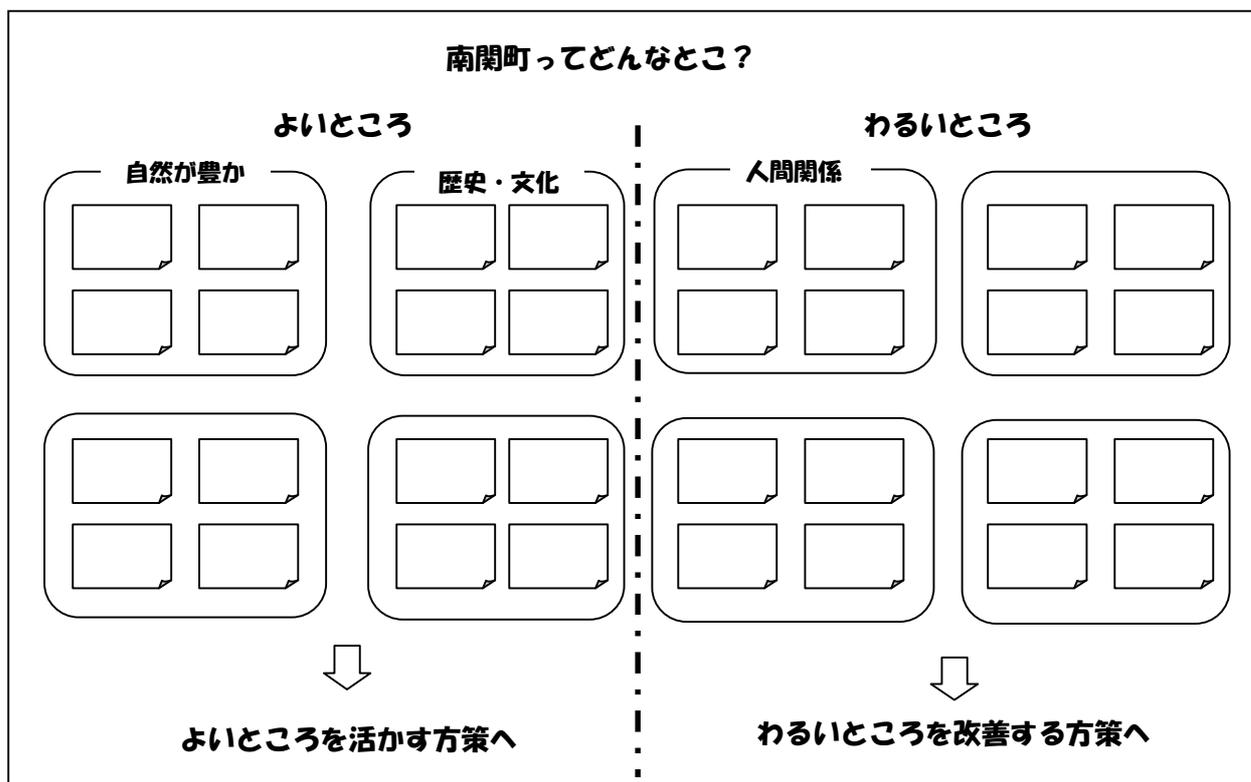
テーマは「私たちの住む地域を見つめよう!」「地域の課題を解決しよう!」に分けて行い、地域のよいところ・わるいところをあげ、課題の解決策を検討しました。

### ■実施内容

#### STEP1 「私たちの住む地域を見つめよう!」

- ・地域の良いところ、悪いところをあげてもらおう → 地域の特色・課題の抽出

#### 各グループの模造紙イメージ ～まとめかたの例～



## STEP2 「地域の課題を解決しよう！」

- 「よいところ」を活かす方策、「わるいところ」を改善する方策について、「自助」「共助」「公助」に分類しながら検討。

### 各グループの模造紙イメージ ～まとめかたの例～

**みんなで解決!! 地域の課題**

自助 ～自分でできること～	共助 ～地域でできること～	公助 ～行政がすること～
□ □	□ □	□ □
□ □	□ □	□ □
□ □	□ □	□ □



■地区懇談会の意見まとめ

第1校区

○ よいところ ○	○ わるいところ ○
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域がまとまっている</li> <li>●高齢者の見守りをしている</li> <li>●子どもが素直、元気なあいさつ</li> <li>●地区で2か月に1回ごみ拾いをしている</li> <li>●新幹線駅や高速道路（南関IC）が近く、交通の便がよい</li> <li>●福祉員の活動は有用である</li> <li>●子どもの医療関係が充実している、子育てしやすい</li> <li>●町主催・地区主催の活動が活発に行われている</li> <li>●歴史・文化が豊富である</li> <li>●色んなスポーツがあり充実している</li> <li>●自然が豊かである</li> <li>●災害が少なく安心して住める</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●少子高齢化、人口が増えない</li> <li>●一人暮らしが多い</li> <li>●地域のつながりが希薄</li> <li>●自主性に欠ける部分がある</li> <li>●災害の時の避難が不安(特に一人暮らし)</li> <li>●夜、道が暗くて危ない</li> <li>●犬のフンやごみが多い</li> <li>●行政以外の活動が乏しい</li> <li>●公共機関交通などの便が悪い</li> <li>●行政の取り組みをわかりやすく伝えてほしい</li> <li>●文化施設がない</li> <li>●公共施設にエレベーターがない(役場除く)</li> <li>●子どもの遊ぶ広場が少ない</li> <li>●介護施設や医療・福祉施設が少ない</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

○ 住民と行政で行っていくこと ○

自 助	共 助	公 助
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域力の向上</li> <li>●隣近所との交流、声かけ等</li> <li>●一人暮らし高齢者の見守り</li> <li>●子どもの安全に協力</li> <li>●登下校時の見守りを増やす</li> <li>●学校応援団など、ボランティア作業に進んで参加する</li> <li>●継続的清掃作業を行う</li> <li>●犬のフン マナーUP</li> <li>●毎日あるく、病気にかからない健康づくり</li> <li>●地産地消（農業を守る）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●若い人の交流の場を作る</li> <li>●地域の老人力をお願いする（子育て支援・地域清掃）</li> <li>●若者の意見を取り上げていく</li> <li>●通学路の見守り隊など、子どもの安全・見守り</li> <li>●他校区間の交流活動を進める</li> <li>●ボランティアの発掘・育成</li> <li>●定期的清掃作業の徹底</li> <li>●歴史案内人の育成</li> <li>●史跡など文化のPR</li> <li>●婚活に力を、出逢いの場づくり</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共交通機関など移動手段の充実</li> <li>●スポーツ・文化活動の場所などの充実</li> <li>●福祉員の資質の向上（研修、意見交換等）</li> <li>●空き家を活用した場所づくり</li> <li>●マナー向上の啓発</li> <li>●企業誘致等、雇用の促進</li> <li>●ボランティア活動の活性化</li> <li>●子育て支援の継続・充実</li> <li>●買物サービスをつくる</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 第2校区

○ よいところ ○	○ わるいところ ○
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の人の顔がみえる(ずっと定住のため)</li> <li>●都会にくらべて近所との付き合いがある</li> <li>●ふれあいサロンが楽しくできている</li> <li>●同居家族が多い</li> <li>●子ども達が元気</li> <li>●子どもに対する医療費・給食費等の対応がよい</li> <li>●小学校の登下校の見守りがある</li> <li>●学校にボランティアをする人が増えた</li> <li>●民生委員がお世話できている</li> <li>●高齢者が元気で仕事をしている</li> <li>●自然が豊か、水、お米がおいしい</li> <li>●犯罪が少ない</li> <li>●福祉バスが回ってくれる</li> <li>●交通の便(IC・新幹線)がよい</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者の一人暮らしが多い</li> <li>●人口が減ってきている</li> <li>●近所に子どもがいない</li> <li>●各事業、後継者が少ない</li> <li>●働く場所がない</li> <li>●文化を守り続ける人がいない</li> <li>●2校区だけのふれあいの行事が少ない</li> <li>●道路・山にごみが多い</li> <li>●ノラネコ・イノシシが多い</li> <li>●交通手段が少ない</li> <li>●歩道などに街灯が少ない</li> <li>●近くに病院がない、専門医がいない</li> <li>●公共施設(ふれあい広場・大津山公園等)利用が少ない</li> <li>●校区の中心地に空き店舗が多い</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 住民と行政で行っていくこと

自 助	共 助	公 助
<ul style="list-style-type: none"> <li>●隣近所の声かけ運動</li> <li>●あいさつは大人からも声をかける</li> <li>●サロンなど沢山の人の来てもらうよう声かけ</li> <li>●町民の意識を高める</li> <li>●各自ごみ出しルールを守る</li> <li>●決まりを守って生活する</li> <li>●山の見回りをする</li> <li>●自分の特技を子ども達へ指導</li> <li>●親子のふれあいを多くとる</li> <li>●町内で買物をするようにする</li> <li>●身近な道などの草刈り</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共の場所の掃除等を一緒に</li> <li>●ボランティア活動に取り組む</li> <li>●ボランティアの人が増えるように声をかける</li> <li>●地域単位で行事を行う(夏祭り、どんどやなど)</li> <li>●一人暮らしの人を地域で見守る体制を作る</li> <li>●学童保育の時間外手伝い</li> <li>●地域で子どもの見守り活動をする</li> <li>●伝統芸能の継承・復活</li> <li>●消防団に入りやすい環境づくり</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校にコーディネーターを増やす</li> <li>●福祉・医療費助成の維持</li> <li>●移動販売の拡充</li> <li>●街灯の設置、道路の整備</li> <li>●南関町の良い所のPR</li> <li>●買物弱者に対する支援</li> <li>●病院を町につくる</li> <li>●空き家、空き店舗の利用</li> <li>●若者が住みたいと思うようなまちづくり</li> <li>●企業誘致を盛んにする</li> <li>●校区ごとの体育祭を開く</li> <li>●河川内の土砂の除去</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 第3校区

よいところ	わるいところ
<ul style="list-style-type: none"> <li>●小学校の児童減少率が一番低い</li> <li>●隣近所の付き合いがよくできている</li> <li>●人情味があり人に優しい</li> <li>●子どもたちが素直で明るい</li> <li>●学生が良くあいさつする</li> <li>●元気な高齢者が多い</li> <li>●団地があり、割合若い世帯が多いように思える</li> <li>●清掃活動など地域活動をしている</li> <li>●豊かな自然、お米など農産物が豊富でおいしい</li> <li>●子どもの医療手当など充実しつつある</li> <li>●ごみがあまり見当たらなくなった</li> <li>●周りの町より便利が良い 住みやすい</li> <li>●歴史的な遺産が多い</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一人暮らしのお年寄りが多い</li> <li>●隣同士の声かけが前より少ない</li> <li>●団地と近所の付き合いが少ない</li> <li>●道路整備が遅れている（歩道、街灯、信号等）</li> <li>●イノシシが多く、散歩するのが不安</li> <li>●ごみが散らばっている（通学路）</li> <li>●下水、排水（U字溝）の整備が遅れている</li> <li>●小学生が遊ぶ場所が少なく交流センターを一部改善してほしい</li> <li>●子ども達が遊ぶ広場が地区にほしい</li> <li>●空き家・荒地がおおい</li> <li>●車がないと移動するのに不便（買物・通院）</li> <li>●タクシー割引制度が知られていない</li> <li>●病院が遠い、町内にない</li> <li>●南関町のHPをもっと見やすく情報も多くしてほしい</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 住民と行政で行っていくこと

自 助	共 助	公 助
<ul style="list-style-type: none"> <li>●隣近所に声をかける</li> <li>●ごみの処理方法などマナーを守る</li> <li>●子どものあいさつには大人も答える</li> <li>●若い世代の町への参加</li> <li>●地域の人達とコミュニケーションをはかろうと声かけ</li> <li>●イベントに積極的に参加する</li> <li>●健康な体づくり 筋トレウォーキングなどの運動</li> <li>●保護者から地域の方々へあいさつする</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●老人世帯の把握を民生委員や近所の人でする</li> <li>●地域のつながりを大切にする</li> <li>●若い世代の町への参加</li> <li>●地域ごとにクリーン作戦</li> <li>●災害時の救助、独居老人把握</li> <li>●サロンに男性を誘う</li> <li>●みまわり訪問</li> <li>●南関産農作物の積極的なPR</li> <li>●世代間交流をもっと増やす</li> <li>●自然環境の維持</li> <li>●農地の活用</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●独居老人マップの作成</li> <li>●住み良い町南関のアピール</li> <li>●町の店のPR、商工会への参加</li> <li>●みまわり訪問</li> <li>●信号設置、歩道・道路改良</li> <li>●ごみ・フンについての行政指導強化</li> <li>●いのしし駆除の強化</li> <li>●老人の憩いの場を多く作る</li> <li>●公共施設を交流の場に</li> <li>●町民バスの増加</li> <li>●若者の就職の場</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 第4校区

○ よいところ ○	○ わるいところ ○
<ul style="list-style-type: none"> <li>●あいさつが良くできている</li> <li>●野菜のおすそ分けがあって大変良い</li> <li>●お互いに近所の人の上に気を付けてもらっている</li> <li>●地域（集落）ごとの連携は強いと思う</li> <li>●PTA活動が盛ん</li> <li>●気軽にボランティアしてくれる</li> <li>●子育て行政の施策はよいと思う</li> <li>●登下校の見守りボランティア</li> <li>●ふれあいサロンが2か所ある</li> <li>●病院がある</li> <li>●地域（集落）の文化（伝統）は受けつがれていると思う</li> <li>●南関町の歴史が古くて良いものが多い</li> <li>●交通アクセスがよいところ</li> <li>●環境が良い（自然が多い）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者が多く子どもが少ない</li> <li>●若い家族が定住しない</li> <li>●近隣間の付き合いがもう少しほしい</li> <li>●老人の憩いの場がない</li> <li>●一人暮らしの方が増えている</li> <li>●地域行事がどんどん減っていく</li> <li>●ふれあいサロンが2か所しかない</li> <li>●子どもが外で遊んでいない</li> <li>●病院が少ない</li> <li>●運動施設が少ない</li> <li>●交通の便が悪い、買物弱者が増えている</li> <li>●通学路の歩道がないところがある</li> <li>●街灯が少ない</li> <li>●農業後継者がいない</li> <li>●地元住民と企業のふれあいが少ない</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## ○ 住民と行政で行っていくこと ○

自 助	共 助	公 助
<ul style="list-style-type: none"> <li>●大人からあいさつする</li> <li>●子どもの見守り</li> <li>●交通マナーを守る</li> <li>●心にゆとりがあってボランティアできる</li> <li>●よその町に負けない子どもを育てる</li> <li>●若い家族の地域行事への参加</li> <li>●ふれあいサロンへの参加</li> <li>●老人クラブ活動の加入参加をお願いする</li> <li>●南関町のよさをロコミ</li> <li>●草刈り</li> <li>●消防団の必要、人員の把握</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川・道路清掃 環境美化</li> <li>●マナーアップ運動</li> <li>●町特産品の宣伝</li> <li>●若い家族の地域行事への参加</li> <li>●世代間交流の場を増やす</li> <li>●一人暮らしや老人世帯は近所で見守る</li> <li>●地域で見守りボランティア</li> <li>●伝統行事を守る</li> <li>●ふれあいサロン気軽に集まれる場所づくり</li> <li>●町民センターのような子どもを預かる場所づくり</li> <li>●結婚のチャンスをつくる</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者の福祉・介護の充実</li> <li>●学童保育の整備</li> <li>●働く場所の確保</li> <li>●歩道・道路整備</li> <li>●乗合タクシー（バス）を増やす</li> <li>●企業誘致</li> <li>●なんかんトッパ丸の宣伝</li> <li>●統合病院をつくる（寄合病院）</li> <li>●老人クラブに加入あっせん</li> <li>●農業後継者の育成</li> <li>●憩いのスペースを作る</li> <li>●移動販売車の必要性</li> <li>●情報網の整備。IT系の仕事の促進</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

### (3) 関係団体調査からの状況

#### ① 「助けあい、支えあう地域づくり」に向けて

地域福祉活動をする上での課題をみると、少子高齢化の進行に伴う会員の高齢化と新規会員が入らないことなどによる、活動の担い手不足が喫緊の課題となっており、活動を継続する上で、これらの問題の解消が必要となります。

一方で、町民同士のつながりなど、地域関係を深めるための活動として、地域の支えあい活動や世代間交流などに取り組むたいと考えている団体もあり、これらの活動支援として、社会福祉協議会における地域福祉塾による人材育成や、地域に身近な相談相手となる福祉員の充実を図るなど、団体活動を支える地域人材の充実に向けた取り組みが進められています。

また、子育て支援の充実について、子ども同士や親同士が交流することのできる場づくりを考える団体や、実施する上での場所の協力や支援を求める声があがっています。

これらの団体が、今後も継続して活動を進められるよう、団体の活動について広く町民に知っていただけるよう、情報発信を図るとともに、団体活動の人材の確保に向けた啓発・広報活動や人材育成を図っていく必要があります。

#### ② 「福祉サービスを安心して利用できるしくみづくり」に向けて

地域包括支援センターや社会福祉協議会等の連携のもと、サービスが円滑に行われるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度、地域包括支援センターの総合相談支援など、高齢者や障がい者などの悩みや不安の解消に向けた取り組みを進めています。

しかし、これらの取り組みについて十分に周知・利用されていない状況となっているほか、見守りネットワークにおいて対応できない人がいる可能性があることから、これらの人にも積極的に関わられるよう、行政・社会福祉協議会・地域包括支援センターの連携はもとより、地域で活動している民生委員や福祉員をはじめ、保健・福祉・医療の関係機関との連携のもと、地域で不安や悩みを持つ方々を地域で発見し、必要なサービスなどへとつなげられる体制づくりを進める必要があります。

#### ③ 「誰もが安全・快適に暮らせるやさしいまちづくり」に向けて

地域の課題についてみると、交通が不便と回答する割合が高くなっています。高齢者等が地域の行事や、保健・医療・福祉のサービスを受ける上で移動に係る支援が必要となります。

また、高齢者や子どもを持つ親などがともに同じ場で活動を行う際には、歩いて行ける距離での行事などの実施が求められており、公民館などを積極的に活用するとともに、それらの公共施設のバリアフリー化が必要と考えられます。

## 4. 取り組みの進捗状況

第1次計画に基づき進めてきた取り組みについては、以下のとおりです。

### 基本目標1 助けあい、支えあう地域づくり

#### ① 支えあう意識づくり

計画の内容を町民に広く周知するため、広報による記事の掲載や計画の概要版の配布などを行いました。また、説明会を開催し、区長会等を通じて地域福祉に関する内容の説明を行い、支えあいの必要性の浸透を図りました。

さらに、校區別ワークショップや懇話会等を開催し、今後の地域福祉に係る事業内容の検討や町民自らが行える活動等について検討しました。

また、社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体に対し、子育て支援センター行事への参加の呼びかけ等、ボランティア活動の場を提供するとともに、子どもから高齢者まで町民誰もが参加できる世代間交流事業としてグランドゴルフやバルーンアートを実施しました。また、健康福祉まつりや福祉スポーツ大会等町民が気軽に集まれる場を提供しました。

#### ■主な取り組みの状況

実施事業	実施内容
◆計画の周知	・ 広報、概要版の配布 ・ 説明会の開催
◆校區別ワークショップ、懇話会等の開催	・ 平成19年度：町内11か所開催 ・ 平成20年度：町内5か所開催
◆ボランティア活動の場の提供	・ 子育て支援センター行事へのボランティア呼びかけ等社会福祉協議会で実施
◆世代間交流事業の実施	・ 参加者 子ども、高齢者約60名、保護者・ボランティア等約30名 ・ 内容 グランドゴルフ、バルーンアート
◆健康福祉まつりの開催	・ 参加者 町内各種団体、健康づくり、福祉関係者等 ・ 内容 健康づくりの啓発、健康教育等
◆福祉スポーツ大会の開催	・ 参加者 福祉関係団体等 ・ 内容 スポーツを通じた世代間、団体間交流等

## ② 地域福祉を担う人づくり

平成 19 年度に南関町地域福祉塾を設立し、講演会の開催や福祉劇の発表等を通じて地域で活躍できる人材の育成に努めました。平成 20 年度以降は、認知症をテーマとして、認知症絵本教室や認知症サポーター養成講座を実施し、認知症に関する情報の提供や町民に対しての周知を行いました。平成 21 年度からは、塾生が民生委員・児童委員と一緒に同行する活動をしています。

また、老人クラブ連合会の「いきいき輝きボランティア活動」への支援など活動の幅を広げる環境づくりに努めています。

### ■主な取り組みの状況

実施事業	実施内容
◆南関町地域福祉塾設立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 19 年度設立（塾生登録者約 40 名）</li> <li>（主な活動内容）</li> <li>・先進地研修（植木町「ばあちゃんち」・菊池市地区社協）</li> <li>・町内巡回（単身高齢者世帯他）</li> <li>・ワークショップ（地区座談会に参加）</li> <li>・講演会の開催（健康福祉まつりにて）</li> <li>・福祉劇発表（健康福祉まつりにて）</li> </ul>
◆地域福祉塾活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症絵本教室の視察</li> <li>・町内福祉施設巡回、会話力アップ講座の受講</li> <li>・民生委員・児童委員と同行訪問</li> <li>・認知症サポーターの養成講座の開催</li> <li>認知症サポーター数：167 人（平成 22 年 3 月末） 813 人（平成 23 年 1 月末）</li> <li>・認知症絵本教室（ひまわり教室）</li> <li>・認知症をテーマにした福祉劇の実施</li> <li>・老人クラブ連合会「いきいき輝きボランティア活動」への支援</li> <li>・シルバーヘルパー（友愛訪問）への補助</li> </ul>

### ③ 地域福祉のネットワークづくり

平成 19 年度に地区福祉会を立ち上げ、平成 20 年度には地区福祉会によるワークショップの開催やかわら版の発行等を行いました。平成 21 年度からは、福祉員を各地区に設置し、平成 22 年度では、134 名の福祉員を本町全域で設置しています。

#### ■主な取り組みの状況

実施事業	実施内容
◆地区福祉会の立ち上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップの開催</li> <li>・かわら版発行</li> <li>・健康福祉まつりにおいて活動報告</li> </ul>
◆福祉員の設置	福祉員設置状況（平成 22 年度） 南関地区            28 区 51 名 賢木地区            13 区 32 名 大原地区            4 区 26 名 坂下・四ツ原地区 18 区 25 名 合計                 63 区 134 名
◆有明地域療育ネットワーク会議開催	・担当者レベル会議 月 1 回程度開催
◆「ふれあいサロン」の推進	・社会福祉協議会で実施

## 基本目標 2 福祉サービスを安心して利用できるしくみづくり

### ① 情報提供の充実

福祉サービスの情報を利用者に周知するため、障害者自立支援法のパンフレットを作成しました。また、子育て中の保護者に対して子育て情報を提供するため、子育て支援センターによるすまいるタイムを発行しています。

実施事業	実施内容
◆すまいるタイム（子育て支援センター）の発行	・月1回発行
◆障がい福祉に関するパンフレットの作成	・「みんなのための障害者自立支援法」作成 ・「有明圏域 障がい福祉サービスマップ」作成

### ② 相談体制の充実

消費者による相談に対応するため、相談窓口の強化事業として、消費者対策に関するマニュアルやシールを作成しました。

子育てに関する相談等に対応するため、庁内に子育て支援係を創設し、相談体制の充実を図りました。

実施事業	実施内容
◆消費者行政相談窓口の強化	・平成22年度にマニュアル シール作成
◆子育て支援係の創設、相談等への体制の充実	・平成22年4月1日付けで子育て支援係創設（担当1名） ・平成22年9月1日付けで子育て支援ほか福祉関係職員の増（+2名）
◆担当職員の研修会（専門研修）への参加推進	・研修会開催時に随時実施

### ③ サービス調整機能の充実

各福祉サービスの充実を図るため、関係機関との連携強化を図りました。

実施事業	実施内容
◆各機関の連携強化を推進	・随時実施

## 基本目標 3 誰もが安全・快適に暮らせるやさしいまちづくり

### ① 誰にでもやさしい生活環境づくり

誰にでもやさしい生活環境づくりとして、エレベーターの設置など公共施設等の整備や県道の改良工事などの道路の整備を行いました。

実施事業	実施内容
◆公共施設等の整備	・ 役場庁舎にエレベーターの設置 ・ 南関中学校、南関第一小学校の校舎にエレベーターの設置

### ② やさしい住まいや移動手段の確保

高齢者や障がい者が安心して暮らせるよう住宅改修事業の利用やグループホーム等へのスプリンクラーの設置を行いました。

実施事業	実施内容
◆住宅改修（介護保険、障害者自立支援）事業の利用	・ 事業利用者へ助成の実施
◆防災設備の設置	・ 延寿荘、グループホーム（2施設） スプリンクラーの設置
◆助成事業の実施	・ タクシー料金助成交付事業

### ③ 災害や緊急時の支援体制づくり

災害や緊急時への対応として、災害時要援護者避難支援計画を策定し、高齢者や障がい者など援護が必要な人に対して支援できる体制づくりを推進しています。また、自主防災組織の設置を進め、地域で見守り支えあえる体制の構築に努めています。

実施事業	実施内容
◆災害時要援護者避難支援計画策定	・ 平成 21 年度策定
◆南関町災害時要援護者避難支援プランによる登録申請の推進	・ 災害時要援護者避難支援台帳への登録の促進
◆自主防災組織の設置推進	・ 23 組織設置（52 地区中）
◆緊急通報装置貸与事業の推進	・ 設置数 132 台



# 第3章

## 計画の基本方針

---

## 第3章 計画の基本方針

### 1. 基本理念

#### 誰にでもどんなときにもやさしいまちづくり

少子高齢化が進行している本町では、今後も支援を必要とする人や家庭は増えていくものの、地域の担い手となる若い世代が減少していくことが懸念されています。

東日本大震災の発生により、あらためて地域の絆の重要性が再認識されている中、公的な福祉サービスの充実はもちろん、地域福祉の推進により、誰もが安心して暮らせる地域を築いていかなければなりません。

地区懇談会の中では、同じ地区の人であっても、「地域がまとまっている」という意見もあれば、「つながりが希薄化している」と感じている人もいます。地域の中で活動したり、つながりを持つことで、自分たちの住んでいる地域の魅力や課題を感じることができるため、まずは、地域と関わる意識づくりが必要であると考えられます。そして、支えあいの意識を持った人が、地域の中で活躍することが増えれば、地域の絆や支えあいのネットワークを築くことができます。

本計画では、第1次計画において定めた「誰にでもどんなときにもやさしいまちづくり」を基本理念として継承し、さらなる施策や取り組みの充実を図ることで、町民をはじめ、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア等の福祉活動団体、自治会等の地域組織、福祉サービス事業者等と行政が協働することにより、すべての町民が安心して暮らせる、人にやさしいまちの実現を目指します。

## 2. 基本目標

---

計画の基本理念である「誰にでもどんなときにもやさしいまちづくり」を実現するため、3つの基本目標を掲げ、町民や社会福祉協議会等の関係団体と協働しながら、計画を推進します。

### 基本目標 1

#### 助けあい、支えあう地域づくり

少子高齢化の進行により、地域には支援を必要とする人が増える一方、支える側の人は減少していくことが予想されます。

しかし、地域住民の一人ひとりが支えあいの意識を持ち、行政からの公的な福祉サービスを補うことができれば、今よりも安心して暮らせる地域をつくることができます。

地区懇談会の中からも、一人暮らしの高齢者が多いことや、地域のつながりの希薄化が課題としてあげられており、その解決方策として、地域が主体となった見守りやあいさつ、世代間交流などを行うという意見がみられました。

こうした意識を町全体に広げ、助けあい、支えあう地域づくりをさらに進めるため、福祉教育等による助けあいの意識の啓発やボランティア等の育成、地域で支えあう福祉ネットワークづくり等に取り組みます。

### 基本目標 2

#### 福祉サービスを安心して利用できるしくみづくり

地域で生活する町民にとって、福祉ニーズに対して適切なサービス利用と結びつくことが大切です。

地区懇談会の中では、買い物や移動に関する支援を求める声がみられ、現在の福祉サービスの枠組みに限らず、こうしたニーズへの対応を検討していくことが必要です。

そのためには、町民の生の声を聞くとともに、困った事や悩みがある人が、気軽に相談できる相談体制の整備や、情報提供の充実を図るとともに、福祉サービス事業者との連携体制を構築し、利用者への提供に取り組みます。

また、認知症高齢者の増加などに対応するため、権利擁護のための支援や成年後見制度等の普及啓発に努めます。

こうした観点から、福祉サービスの質の確保に取り組み、安心して利用できる福祉サービスのしくみづくりに取り組みます。

### 基本目標3

## 誰もが安全・快適に暮らせるやさしいまちづくり

誰もが安心して暮らしていくためには、安全な施設の整備など、利用者に配慮した環境整備が必要です。さらに、東日本大震災の発生により、防災への気運が高まっており、災害時要援護者の把握と支援の体制づくりなどが大切です。

また、高齢者、障がいのある人などにとって、住み慣れた地域での生活を継続するためには、移動手段の確保が重要であり、今後、公共交通のあり方なども含めた移動支援の充実を図る必要があります。

また、子どもや高齢者、障がいのある人など誰もが、安心・安全に道路や公共施設を利用できるよう、バリアフリー化を推進するとともに、地域全体として、ノーマライゼーションの考えが浸透した社会環境づくりを図ります。

### 3. 地域づくりのアイデアと町民の行動目標

---

今回の計画策定を通じて、地区懇談会では、町民の皆さんに地域をよくするためのアイデアを考えていただきました。「福祉」という枠組みに捉われないうくさんの意見が出され、本計画の第2章において、自助・共助・公助に分類して整理しています。

これらのアイデアには、すぐに実現できないものもありますが、公助の取り組みについては、行政が今後のまちづくりにおいて対応していかなければならない課題として捉えることとします。

一方で、自助・共助の取り組みについては、地域が主体となって取り組めることが多く、今後、地域づくりを進める上で、活用していくことができるものです。

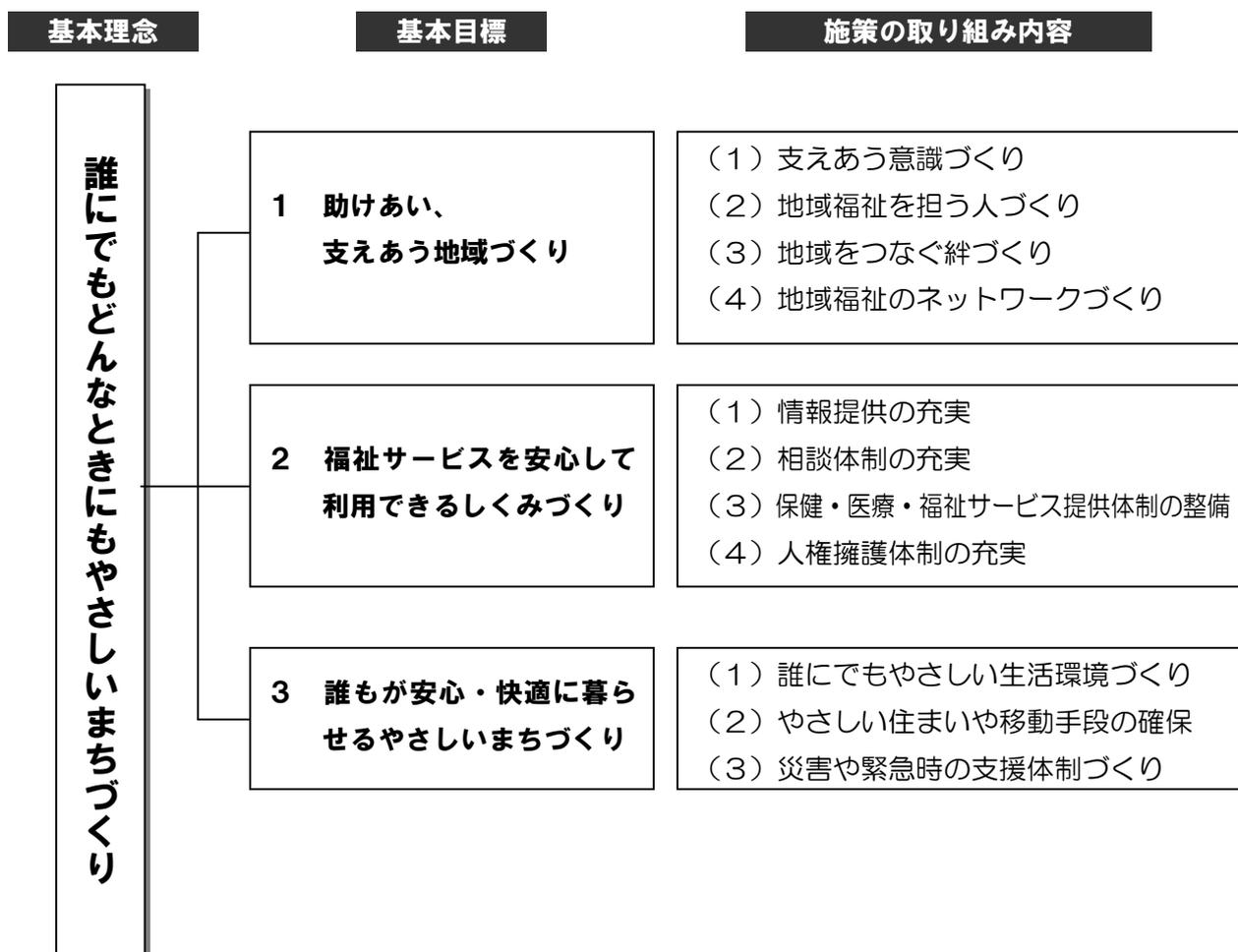
そのため、本計画では、これらのアイデアについて、計画期間を通じて、1つでも多く実現することができるよう、取り組んでいきたいと考え、第4章において位置づけることとしました。

こうした取り組みとあわせ、まずは地域福祉に対する町民意識を高めていくことが大切であることから、それぞれの施策項目に対して「町民の行動目標」を位置づけます。

この計画が、行政の地域福祉推進の指針であるとともに、町民にとっても地域福祉活動の根本となることを願い、町民と行政の協働により基本理念、基本目標の実現を目指していきます。

## 4. 計画の体系

計画の全体像は以下のとおりであり、計画の基本理念「誰にでもどんなときにもやさしいまちづくり」と3つの基本目標のもと、各種施策を推進していきます。



# 第4章

## 施策の取り組み内容

---

## 第4章 施策の取り組み内容

### 1. 助けあい、支えあう地域づくり

#### (1) 支えあう意識づくり

隣近所同士のあたたかい交流で支えあう地域コミュニティづくりに向けて、声かけやあいさつ、近所づきあいや見守りなどを大切にする地域づくりを進めるとともに、福祉教育や人権学習を進めることで、ノーマライゼーションの理念の普及や、町民の地域福祉に関する意識の向上を図っていく必要があります。

地区懇談会での意見をみると、それぞれの地区において、お互いの顔がみえる近所づきあいができていることが南関町のよいところとしてあがっており、これらのよいところを今後も保つとともに、より浸透させていくことが大切です。

#### 重点実施目標

**隣近所お互いの顔がみえる地域コミュニティづくりを目指します。**

#### 主な取り組み

- [1] 中学生、高校生を対象にした認知症サポーター養成講座の開催や、小学生の特別支援学校生との交流を行うなど、児童生徒に対するボランティアや活動の場を提供し、高齢者や障がい者との交流を一層促進し、町の人権教育・啓発基本計画に基づいた福祉教育を推進します。
- [2] 小・中学校や老人クラブ、区長会等の地域組織と連携し、世代間交流事業の活性化、開催方法、関係者の枠を広めることに努めます。また、スポーツを利用した世代間交流を推進します。交流事業の実施にあたっては、交流センターをはじめとした地域の施設を有効に活用します。
- [3] 社会福祉協議会や各種生涯学習活動団体、ボランティア団体と連携し、町民全体に対する福祉教育を推進します。
- [4] 「健康福祉まつり・福祉スポーツ大会」等のイベントの機会を通じて、知識だけではなく、体験等を通して意識をしっかりと持ち続けられる、福祉意識の向上に努めます。

- [5] 地域住民がふれあい、連帯意識を育む場として、ふるさと関所まつり等の町全体のイベントや、地域ごとの行事を支援していきます。
- [6] 子育て支援の意識啓発運動である「SKK運動（知ってる 子どもに 声かけを）」等、各地域に現在ある組織や集まりとの連携を強化し、啓発運動を推進していきます。

#### 地域づくりのアイデア

##### あいさつがこだまする地域づくり

「SKK運動（知ってる 子どもに 声かけを）」だけでなく、子ども以外の町民同士でも、みんながあいさつしあう地域づくりのため、地域のイベントや回覧板等を通じて、PRします。

#### 町民の行動目標

**積極的に福祉教育や地域の行事等に参加して支えあう意識づくりを行おう!**

## (2) 地域福祉を担う人づくり

少子高齢化が進行する中、担い手不足はさらに深刻化するものと思われませんが、地域の中で一部の人が役割を担うのではなく、子どもから大人まで、地域住民みんなが地域福祉を進めていくことが大切です。

そのため、社会福祉協議会との連携のもと、ボランティア等の発掘・育成に取り組むとともに、子育て支援サークルや老人クラブ、障がい者の当事者団体などの自主的な活動に対する必要な支援を行っていきます。

また、団塊の世代や現役で働いている若い世代、高齢者など、あらゆる層の人を今後の地域福祉を担う大きな力と捉え、積極的な地域福祉活動への参加を促進します。

### 重点実施目標

**地域で活躍する団体やボランティアのより活発な活動を目指します。**

### 主な取り組み

- [1] 社会福祉協議会と連携した、福祉ボランティアの育成や活動への支援や、関町商店街にある「まちの駅」など、商工会（商店街）を活用した情報提供のさらなる推進を行います。
- [2] ボランティア等の活動の場として社会福祉協議会（ボランティアセンター）や交流センター、南町民センター、公民館等の地域施設の有効活用に努めます。
- [3] 民生委員・児童委員との連携を図り、出張心配ごと相談の開催を検討するとともに、専門的相談（法律相談等）を充実することにより、地域での相談や見守り活動を推進します。
- [4] 今後さらに高齢化が進むことを踏まえ、元気な高齢者に福祉の担い手として活躍していただけるよう、社会福祉協議会や老人クラブと連携してシルバーヘルパーの育成や「いきいき輝きボランティア活動」等の活動支援に努めます。
- [5] 子育てサークルや障がい者団体等の自主的な活動を支援します。また、子育て家庭を支える子育てサポーターの育成と活動内容の充実に努めます。

## 地域づくりのアイデア

### 若い世代を地域福祉の担い手に

若い世代は、子育てや仕事で時間にゆとりがないことがボランティアや地域活動への参加の妨げになっています。

地域の寄り合いや地域活動を仕事が終わった後に設定したり、活動中に子どもを預かるボランティアを育成するなど、若い世代が地域と関われる環境を整え、地域福祉の担い手づくりにつなげます。

### 「わがまちをきれいにし隊」の結成

住んでいる地域が美しく、清潔であれば、地域の雰囲気も明るくなります。また、活動の成果が目に見えてわかる清掃活動は、参加者のやりがいにもなります。定期的な地域の清掃活動だけでなく、ボランティア団体「わがまちをきれいにし隊」を結成し、南関町を隅々まできれいにします。

## 町民の行動目標

**地域でボランティア活動や交流を行っているコミュニティに参加しよう!**

### (3) 地域をつなぐ絆づくり

隣近所の付き合いや地域の行事等への参加が少なくなったり、高齢化が進行する中で、人との交流が生まれ、地域との関わりが持てる生きがいがづくりや社会参加の機会は重要なものとなります。

地区懇談会からの意見をみると、各地区において地域のまとまりや、住民の人柄のよさがよいところとしてあげられています。一方で、世代間交流やふれあいの場など住民同士の交流の機会が少ないことが課題としてあがっています。

本町では、ふれあいサロンや老人クラブ等の地域の活動団体等の運営支援を行っており、これらの交流の場に参加する人が増えるよう、さらに周知・広報を進める必要があります。

今後も、地域で多くの人が社会参加し、交流し、生きがいを持って暮らすことができ、困ったときや災害時には、自然に助けあい、支えあえる地域の絆づくりに努めます。

#### 重点実施目標

**地域で多くの人がふれあい・交流のできる場や機会づくりを目指します。**

#### 主な取り組み

- [1] 地域の誰もがいつでも気軽に集うことができ、世代をつなぐ交流・行事が行えるよう、地域のサロン活動を支援します。
- [2] 高齢者の地域・社会参加を促進するため、老人クラブ活動の支援を行います。
- [3] サービス事業所等との連携のもと、高齢者や障がい者の創作活動や社会参加に係る行事等の開催に努めます。
- [4] 子どもの遊び場所として、保育園等との連携のもと、園庭開放など、地域との交流の促進に努めます。
- [5] 地域の生涯学習施設である公民館等の公共施設を利用した地域活動を支援し、学習や交流の場としての機能の充実を図ります。
- [6] 町内に点在する耕作放棄地や空き地などについて、学習や交流の場などの住民主体の活動において有効活用の支援をします。

## 地域づくりのアイデア

### 世代間交流サロンづくり

地域では、高齢者のふれあいサロンや、子育てサロンなど、同じ世代の人が集まるサロン活動が行われています。これから地域の絆を育てていくため、年代や性別に関わらず誰もが参加できるサロンをつくりたい。

### 公民館活動を通じた「婚活」

全国的に「婚活」が話題となっています。南関町でも少子高齢化に歯止めをかけ、地域の持続可能性を確保するため、趣味や文化活動など、公民館活動を通じた「婚活」を企画します。

## 町民の行動目標

日ごろから地域の絆を意識しよう！

## (4) 地域福祉のネットワークづくり

地域には福祉に関する活動を行う様々な機関・団体があります。行政の公的サービスのみでは行き届かない人への支援を行うためには、こうした関係団体の連携、交流を図る必要があります。

本町では、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員やボランティア等の様々な団体の活動が行われており、地域福祉の立ち上げなど、新たな連携の構築に取り組んでいるところです。

今後も、各種団体の個々の活動を支援するだけでなく、地域の課題などの情報を共有し、より効果的に地域福祉を推進することができるよう、福祉施設や医療施設等も含めた福祉ネットワークづくりを進めます。

特に、高齢化が進む本町においては、地域での高齢者に対する日常的な見守りが必要であることから、社会福祉協議会の「ふれあいサロン」や、民生委員・児童委員の訪問活動などの各団体の見守り活動の連携強化を進めるなど、地域見守りネットワークの総合化を推進していきます。

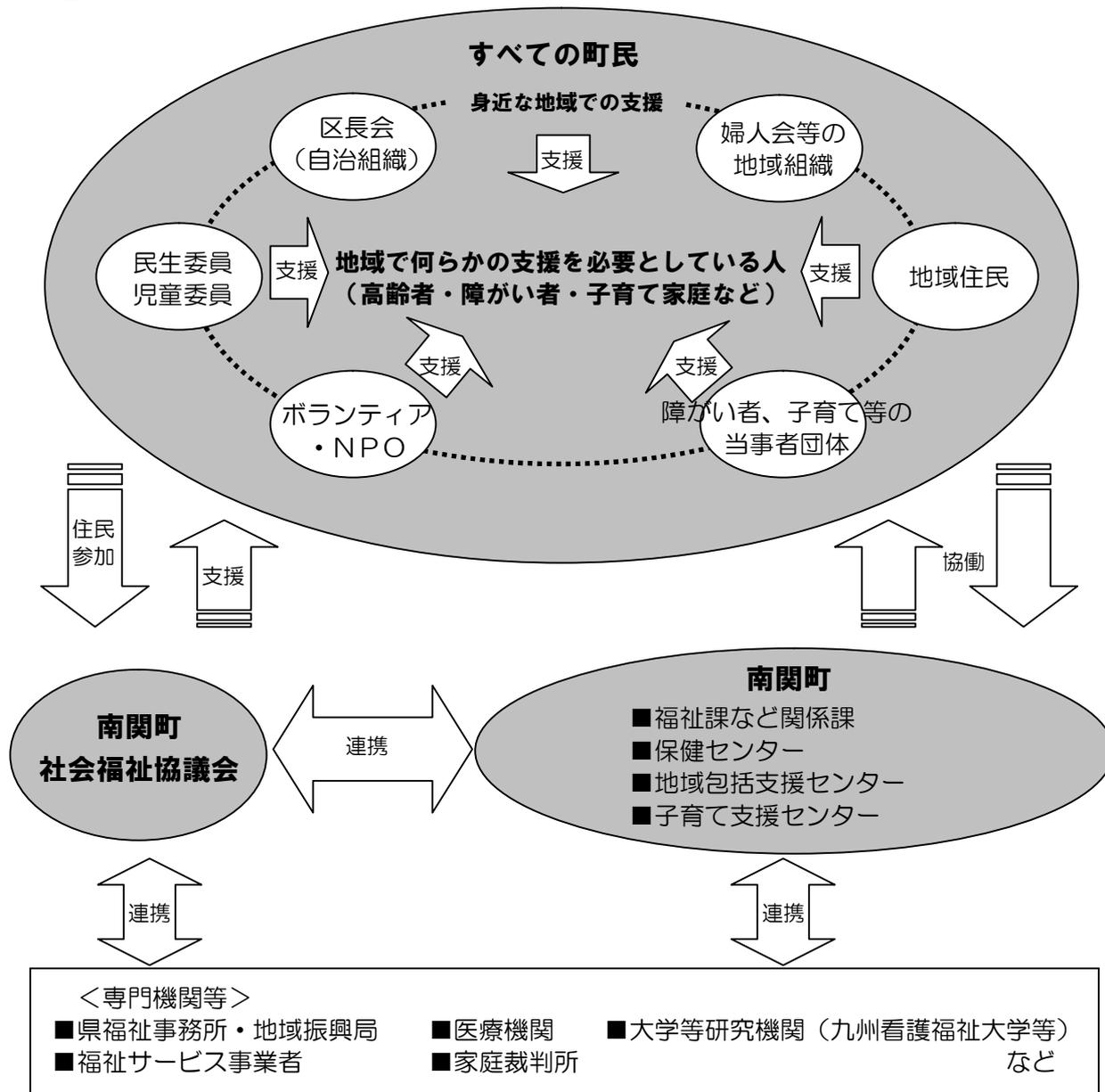
### 重点実施目標

**地域全体でお互いを支えあえるネットワークづくりを目指します。**

### 主な取り組み

- [1] 社会福祉協議会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア連絡協議会等、地域福祉を担う各種関連団体間の連絡会議や情報交換会を定期的で開催し、連携強化を図ります。また、必要に応じて県福祉事務所や大学研究機関等の専門機関とも連携を図ります。
- [2] 児童福祉分野における「南関町地域虐待防止対策連絡協議会」や、高齢者福祉分野の「南関町地域包括支援センター運営協議会」「地域ケア会議」等の、高齢者・障がい者・児童等の個別の福祉分野における問題解決のためのネットワークづくりを進めます。
- [3] 社会福祉協議会と連携し、「ふれあいサロン」を推進し、高齢者等に対する小地域での見守りネットワークの推進に努めます。

■地域福祉ネットワークのイメージ



地域づくりのアイデア

ご近所見守りネットワークづくり

都会では、隣にどんな人が住んでいるのか、家族構成なども知らないことも多いようです。南関町の地域関係を活かして、一人暮らし高齢者の見守りや、子どもの虐待の防止、早期発見など、地域の問題を解決するご近所見守りネットワークを構築します。

町民の行動目標

地域の支えあいの輪に加わろう！

## 2. 福祉サービスを安心して利用できるしくみづくり

### (1) 情報提供の充実

公的サービスは、以前の措置制度から、利用者自身がサービスを選択し、決定する時代となっており、サービスの種類や提供者が多様化する中で、最も適したサービスを選択するための効果的な情報提供が求められています。

本町では、広報誌やパンフレット類を配布して、福祉関連情報を提供しているほか、福祉課等の窓口や、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、子育て支援センター、保健センター等の相談窓口を活用し、情報提供に努めています。

しかし、近年、特に障がい者や高齢者に対する福祉サービスは大きく、また頻繁に変化しているため、新しいサービスのしくみや内容についての情報が、必要な人に十分伝わるようにしなければなりません。

今後は、支援を必要とする人が身近な場所で必要な情報を入手することができるよう、公的機関のみならず、地域内での福祉情報を充実していくとともに、様々な情報が誰でも手に入れられるよう、情報のネットワーク化を図ることが求められます。

#### 重点実施目標

**情報を得る機会や方法を充実し、情報のバリアフリー化を目指します。**

#### 主な取り組み

- [1] 高齢者・障がい者・子育て支援等の福祉サービスを一元的にわかりやすく整理した福祉情報パンフレットを作成し、配布します。
- [2] 広報誌への福祉情報の掲載や、パンフレット等による情報提供については、読みやすくわかりやすいものとなるよう、文字の大きさ、イラスト等を活用し、ユニバーサルデザインに努めるとともに、紙ベースと音（防災行政無線）の双方を同時に活用するなどの工夫に努めます。
- [3] インターネット（ホームページ）や携帯へのメール配信等、新しい媒体を活用した情報提供に努めます。

- [4] 社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、子育て支援センター等の相談機関と連携して、紙媒体やインターネット等では情報の行き届かない人に対して、情報伝達協力者（福祉員等）による情報連携などを検討していきます。

#### **地域づくりのアイデア**

##### **福祉情報交換会の開催**

高齢者や障がいのある人、介護をしている家族、子育て中の家庭など、福祉サービスを利用する人が集まって、様々な情報を交換したり、交流する場を設けます。

#### **町民の行動目標**

**町や地域が発信する情報を積極的に活用しよう!**

## (2) 相談体制の充実

住民が抱える課題や問題を早期に発見し、深刻な事態に陥る前に適切な対応をとるためには、専門的な相談支援のほかに、地域の中で気軽に相談できる場を確保することが必要です。

また、地域で困りごとを抱えている人の相談は様々な内容が複雑に関係していることが多いため、これらの相談機関同士が連携を取りながら、問題解決に取り組むことが大切です。

本町では、福祉に関する相談として、福祉課等の行政窓口をはじめ、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、子育て支援センター、保健センター等で対応しています。また、必要に応じて医療機関や学校、福祉施設等の関係機関と連携して相談事の対応や問題解決を図っています。

今後も、町民が身近な地域で相談ができるよう、関係機関の連携強化と各種相談窓口の機能充実に努めるとともに、これらの相談機関の周知を図ります。

### 重点実施目標

**不安や悩み事を身近な場で相談できる体制の充実を目指します。**

### 主な取り組み

- [1] 福祉に関する総合相談窓口である福祉課において、より適切に相談対応できるよう、必要性の高い研修に積極的に参加し、その情報を所属内で活用していくことで、相談担当職員の資質の向上を図ります。
- [2] 福祉課と社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域包括支援センター、子育て支援センター等の各種相談機関で、定期的に連絡会議を行うなど、相談機関間のさらなる連携強化に努めます。
- [3] 高齢者の相談事業として社会福祉協議会に委託している「高齢者心配事相談事業」について、地域包括支援センターで行う権利擁護事業とも連携しながら、充実を図ります。

## ■南関町の福祉に関する相談窓口

窓口・機関等の名称	所在地	連絡先	時間
南関町役場 福祉課	関町 1316	0968-53-1111	平日 8:30~17:15
南関町社会福祉協議会	小原 1405	0968-53-2700	平日 8:30~17:15
南関町地域包括支援センター (保健センター内)	小原 1857	0968-69-9760	平日 8:30~17:15
南関町子育て支援センター	小原 1821-1	0968-53-6668	平日 10:00~16:00

### 地域づくりのアイデア

#### 地域の相談役づくり

社会経済状況の変化や個人の意識の変化により、家庭内の悩みや不安を相談することが少なくなっています。また、地域や公的なサービスに頼ることを避ける人もいるため、こうした意識から、事態が深刻化してからの支援になることも課題です。

福祉分野に限らず、気軽に相談できる人を地域に配置することで、潜在的な地域福祉課題の解決につなげます。

### 町民の行動目標

**悩みごとや不安なことは抱え込まずに相談しよう!**

### (3) 保健・医療・福祉サービス提供体制の整備

住み慣れた地域で、誰もが安心して生活を継続する事ができるよう、保健・医療・福祉などの関係機関の多職種の連携により、住民一人ひとりのライフステージに応じた総合的なサービス提供が行えることが大切です。

本町では、健康診査や健康相談等の保健事業や介護予防事業、介護保険サービス、障がい福祉サービス等の高齢者・障がい者福祉施策などに取り組んでいます。

今後も、地域の多様な保健福祉ニーズに対応していくため、各サービス内容の充実を図るとともに、必要とするサービスの利用へとつなげられるよう、保健・医療・福祉関係機関の連携体制を図る必要があります。

#### 重点実施目標

**町民の健康でいきいきとした生活を支援するサービスの充実を目指します。**

#### 主な取り組み

- [1] 福祉課と社会福祉協議会、サービス事業者等が連携して、高齢者・障がい者・児童等の分野を越えて適切なケアマネジメントができるように、専門職種、社会福祉士や事務職員等の人材確保、機能的な組織づくりを図ります。
- [2] 町内居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員の協力を得て、研修内容や開催時期等を決定し、研修会を開催、資質の向上に努めます。
- [3] 福祉施設や福祉サービス事業者に対して、サービス従事者の質の向上に対する取り組みを推進するよう要請していくとともに、県や近隣市町村と連携して、ホームヘルパー等のサービス従事者に対する各種研修等の周知、参加要請を図ります。
- [4] 住民の健康の保持・向上のため、健康診査や各種検診、健康相談、予防接種などの事業を推進・周知し、町民の利用を促進します。
- [5] サービスに関わる苦情等に適切に対応するため、地域包括支援センターを中心とした体制づくりを強化し、迅速かつ円滑に問題が解決されるように努めます。
- [6] サービスを評価するしくみづくりについて、県や周辺市町村と連携し、検討を進めます。

### 地域づくりのアイデア

#### サービス利用者同士の交流会

福祉サービスの利用は、支援を受けるだけでなく、介護予防事業やデイサービス等、同じ立場の仲間と出会う機会にもなります。利用者同士が、サービス利用の場だけでなく、交流を深めることができるよう、交流会を行います。

### 町民の行動目標

自分に合ったサービスを利用しよう！

## (4) 人権擁護体制の充実

高齢者や障がい者をはじめ、すべての町民の人権が尊重されることは最も大切なことです。

本町では認知症の高齢者や、知的障がい・精神障がいを持つ人など、自己決定能力が十分ではない人に対するサービス利用の手続きの援助として、日常生活自立支援事業や成年後見制度といった制度や、障がい者相談支援事業などを行っています。

また、近年、高齢者や障がい者、子どもへの虐待や、ドメスティック・バイオレンス（DV）が社会問題となっており、虐待などの早期発見・早期対応を行うことが必要です。

今後は、支援の必要な人が制度を円滑に利用できるよう、事業や制度の周知を行うとともに、虐待やDV防止に関する啓発を進めます。

### 重点実施目標

**すべての人の人権や権利を守られる制度や地域づくりを目指します。**

### 主な取り組み

- [1] 町や県の社会福祉協議会が実施している、日常生活自立支援事業を推進し、サービスの適切な利用を支援したり、判断能力が十分でない人などに対して、相談・福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービスなどの支援を行います。
- [2] 判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護について、代理権などの権限が与えられた成年後見人が本人を保護する成年後見制度について、その内容を広く周知するとともに、今後、親族以外に成年後見人になると考えられる弁護士や司法書士などの団体と協議し、制度の利用支援を検討します。
- [3] 暴力や人権侵害の防止に向けた啓発活動や相談支援体制の充実を図ります。また、児童相談所や地域包括支援センターなどの各種相談窓口や警察等の関係機関との連携のもと、被害者の早期発見・早期対応の体制づくりに努めます。

### 地域づくりのアイデア

#### 虐待やDVがない地域づくり

高齢者や子どもに対する虐待、夫婦間のDVなど、個人や家庭の中で発生し、発見が遅れることで早期の対応ができないことが、事態を深刻化させます。

日ごろからの地域の関係性を密にすることで、ちょっとした変化を見逃さないことや、適切な専門機関に相談・通報できる地域づくりを行います。

### 町民の行動目標

**高齢者・障がい者・児童・女性などあらゆる人の人権を尊重しよう！**

### 3. 誰もが安全・快適に暮らせるやさしいまちづくり

#### (1) 誰にでもやさしい生活環境づくり

高齢者も障がい者も、自由に地域に出て、それぞれの能力を活かしながら就労、趣味、地域活動、ボランティアやスポーツ・レクリエーション活動など、様々な活動に参加できる環境づくりが必要です。

そのため、様々な人が利用する道路や公的な施設が、誰にとっても使いやすく、快適なものとなるよう、バリアフリー化を進める必要があります。さらに、ユニバーサルデザインの考え方をまちづくりに取り入れ、すべての人が活動しやすい安全で快適な環境づくりを進めることが大切です。

また、地区懇談会の意見をみると、生活環境の改善について意見があがっており、特に歩道環境の改善が求められています。

本町においても、平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」等の関連する法律や県の「福祉のまちづくり条例」等の指針を踏まえて、すべての人にやさしいまちづくりを積極的に進めていくことが必要であり、公共施設をはじめとした生活環境の計画的な整備に努めます。

#### 重点実施目標

**誰もが利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを目指します。**

#### 主な取り組み

- [1] 町民が住み慣れた地域環境が、より安全で快適なものになるよう、町民の視点による取り組みをしつつ、公共施設や道路・公園等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの観点を取り入れた整備を進めます。
- [2] 民間の施設や公共交通機関等に対し、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を普及啓発し、誰もが利用しやすい環境づくりに対する理解協力を求めます。
- [3] 町民の重要な移動手段である自動車による交通が安全かつ、円滑に行われるよう、基幹的道路はもとより、身近な生活道路の整備に努めます。あわせて、ガードレール等の交通安全施設の整備に努めます。
- [4] ハード面での整備とあわせ、交通ルールやマナーの徹底を図ります。

## 地域づくりのアイデア

### 心のバリアフリーの取り組み

道路の段差や危険箇所など、ハード面での整備が追いつかない場所は多くあり、これらを埋める手段として、心のバリアフリーによる町民の取り組みを促進します。日ごろから危険箇所等を意識することで、困っている人がいた場合に自然に手を差し伸べられるようにします。

## 町民の行動目標

**心のバリアフリーを心がけよう!**

## (2) やさしい住まいや移動手段の確保

高齢者、障がい者などにとって、日常生活の中に様々な障壁があります。そのため、住まいや交通機関などを充実することにより、社会参加しやすい環境づくりが求められています。

老朽化した公営住宅については、計画的に建て替えを行っており、今後とも老朽化対策やバリアフリー化を進め、町民が安心して住める住環境の整備に取り組みます。また、民間の建設業者等に対しても、高齢者や障がい者に配慮した住まいづくりについて理解・協力を求めています。

町内での移動手段について、バス等の公共交通機関の利用が不便な地域があることから自家用車等に頼らざるを得ず、高齢者の通院や買い物等の課題があがっています。このため、公共交通機関に代わり福祉輸送等を行うNPOの育成等について検討し、移動手段の確保に努めていく必要があります。

### 重点実施目標

**誰もが安全で快適に利用できる建物・交通等の環境づくりを目指します。**

### 主な取り組み

- [1] 公営住宅の建て替えに際しては、高齢者や障がい者、子育て世帯等に配慮しながら、老朽化対策やバリアフリー化を進め、安全でゆとりある居住空間の確保に努めます。
- [2] 介護保険制度の住宅改修等、住宅環境整備に関わる各種福祉制度等の普及啓発と活用促進に努めます。
- [3] 一般の住宅建設に際しても、高齢者や障がい者にやさしい住まいづくりについて理解協力を求めています。
- [4] 公共交通機関に代わる福祉輸送等を行うNPOなどの支援に努めます。また、福祉バスの周知を図り、利用促進に努めます。
- [5] 「高齢者移送サービス事業」や障がい者に対する「移動支援事業」などの各種移動支援サービスの充実と活用促進のために、利用状況を把握するとともに意見を聴取し、より利用しやすい事業となるよう努めます。

### 地域づくりのアイデア

#### みんなでおでかけグループの結成

高齢者や障がい者など、移動が困難な人は閉じこもりになりがちです。こうしたことから、地域からの孤立につながることもあります。

そのため、買い物などの際、車を運転できる人が中心に仲間と一緒にでかけるなど、日常生活の中での支えあいを育みます。

### 町民の行動目標

**公共交通機関や移動支援サービスを利用しよう！**

### (3) 災害や緊急時の支援体制づくり

災害が発生した際、一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、障がい者、乳幼児などの子どもがいる世帯への迅速な対応が重要となり、身近な地域での救助活動などができるよう、自主的な防災体制の整備が求められています。

本町では「地域防災計画」に基づき、防災等に関する情報提供や地域の支援体制づくりに取り組んでいますが、少子高齢化が進み、一世帯あたりの人数も減少している中で、災害等の緊急時に家族だけでは対応できない世帯が多くなっているため、より一層地域で支えあう体制づくりが求められています。

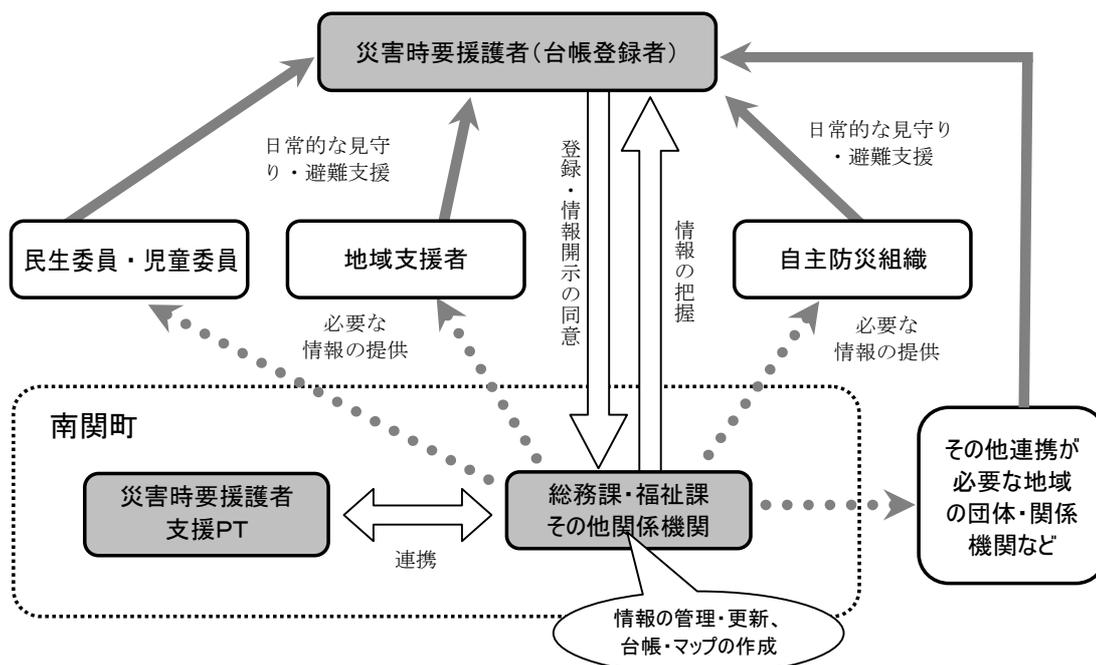
#### 重点実施目標

**行政と地域全体で助けあえる防災体制づくりを目指します。**

#### 主な取り組み

- [1] 避難場所等を示した「地域防災計画」を周知し、防災に関する知識や情報の普及に努めます。
- [2] 障がい者や高齢者、子育て家庭等に配布する各種パンフレットやチラシ等の中に、避難場所や災害時の対処方法等の防災に関する情報を掲載するほか、広報誌、ホームページ等による情報提供の強化を図ります。また、近隣協力者の確保による情報伝達も図ります。
- [3] 地域ごとの自主防災組織の設置を推進します。
- [4] 災害時要援護者避難個別計画登録を進め、緊急時に対応する事業の周知と利用促進に努めます。
- [5] 社会福祉協議会を中心に関係機関・団体との連携のもと、災害時要援護者避難支援の台帳を活用した見守りネットワークの構築として、『地域支えあい見守り事業「ひまわりネットワーク」』に取り組みます。

■災害時要援護者の支援ネットワークイメージ



**地域づくりのアイデア**

**「地域の自主防災計画」の策定**

災害の発生時には、自助が7割、共助が2割、公助が1割という「7・2・1」の原則が言われており、自助・共助が重要となっています。

そのため、町の地域防災計画だけでなく、地域において、災害時にどのように対応するかを住民主体で考える「地域の自主防災計画」の策定を進めます。

**町民の行動目標**

**避難場所や避難経路を確認し、家族や地域で共有しよう!**



# 第5章

## 計画の推進に向けて

---

# 第5章 計画の推進に向けて

## 1. 町民・関係団体・行政の協働による推進

---

「南関町総合振興計画」では基本理念として「住民と行政による協働のまちづくり」を掲げ、今後のまちづくりに際しては、町民、地域、行政がそれぞれの責任と役割を認識し、協力し支えあうこと（協働）を前提とすることを定めています。

本計画は地域福祉の基本方針を定めたものであり、今後、記載されている内容を具体的に進めるにあたっては、町民をはじめ、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア等の福祉活動団体、区長会、婦人会、老人クラブ等の地域組織、福祉サービス事業者等と協働して、地域に根ざした取り組みを進めていきます。

また、本計画を、より地域に根ざしたかたちで具体的に推進するために、地域福祉の担い手となる人材の発掘や育成に努めます。

さらに第4章に「地域づくりのアイデア」として記載した内容について、町民の活動を促進するとともに、活動の実現に向けた支援に努めます。

## 2. 社会福祉協議会との連携

---

「社会福祉法」では、社会福祉協議会は地域福祉の推進を担う中心的な団体と位置づけられており、南関町社会福祉協議会も、社会福祉を目的とする様々な事業を企画・実施しており、本町の地域福祉の中核としてなくてはならない機関です。

そのため、計画の推進に際しては、行政と社会福祉協議会が車の両輪のように緊密に連携をとりながら進めます。

また、「南関町地域福祉活動計画」について本計画の内容をより具体的にした計画となるよう、社会福祉協議会と連携して取り組むとともに、必要に応じて見直しなどの支援を行います。

## 3. 計画の周知

---

計画の内容について、広く町民に伝えることで、町全体で地域福祉を推進することができるよう、あらゆる媒体、機会を活用し、周知に努めます。

## 4. 計画の進行管理

---

計画の進捗状況については、年度ごとに把握し、点検・評価していきます。点検・評価の結果については、「南関町地域福祉計画推進委員会」に報告し、当該機関からの意見等を踏まえて、その後の計画を推進します。

また、広報誌等の多様な媒体を活用し、計画の内容や計画の点検・評価結果等の進捗状況に関わる情報を広く町民に周知するよう、努めます。



# 資料編

---

# 資料編

## 1. 計画策定の経緯

年月日	内容
平成 23 年 10 月 13 日	第 1 回 南関町地域福祉計画等策定委員会 ・委嘱状交付 ・委員長選任 ・計画の趣旨等の説明 ・地域福祉計画等の進捗状況について ・障がい者計画に関するアンケート結果について ・計画に関する自由討議 ・今後の進め方について
平成 23 年 11 月 28 日～ 12 月 1 日	地区懇談会の実施 ・「私たちの住む地域を見つめよう！」 ・「地域の課題を解決しよう！」
平成 23 年 12 月 27 日	第 2 回 南関町地域福祉計画等策定委員会 ・第 2 次南関町地域福祉計画についての検討 ・第 2 次南関町障がい者プランについての検討
平成 24 年 2 月 7 日	第 3 回 南関町地域福祉計画等策定委員会 ・第 2 次南関町地域福祉計画案についての再検討 ・第 2 次南関町障がい者プラン案についての再検討
平成 24 年 2 月 29 日	第 4 回 南関町地域福祉計画等策定委員会 ・第 2 次南関町地域福祉計画案についての最終検討 ・第 2 次南関町障がい者プラン案についての最終検討

## 2. 南関町地域福祉計画等策定委員会設置要綱

---

平成 18 年 8 月 17 日訓令第 25 号

### 南関町地域福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置の目的)

第 1 条 この要綱は、南関町地域福祉計画及び障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定並びに施策の展開に関し、町民の意見等を計画に反映させ、施策の円滑な推進に資することを目的として、南関町地域福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 計画の策定及び施策の推進に関すること。
- (2) その他計画の策定及び施策の推進に関して必要な事項

2 委員会は前各号に規定する事項に関し町長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 18 名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 民生委員・児童委員代表
- (2) 老人クラブ連合会代表
- (3) 身体障害者協議会代表
- (4) 知的障害者家族会代表
- (5) 精神障害者家族会代表
- (6) 社会福祉施設代表
- (7) 社会福祉協議会代表
- (8) 保健医療代表
- (9) 地域婦人会代表
- (10) 区長会代表
- (11) 学識経験者
- (12) 南関町議会議員代表
- (13) 南関町教育委員会代表
- (14) 南関町助役

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する諮問にかかる事項が終了するまでとする。ただし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は委員として議決に加わることはできない。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて、意見を述べさせ若しくは説明させ、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

### 3. 南関町地域福祉計画等策定委員会委員名簿

	各関係団体名	役職名	氏名	備考
1	民生委員・児童委員代表	会長	中島 雄一郎	委員長
2	老人クラブ連合会代表	会長	阪口 睦雄	
3	身体障害者協議会代表	会長	川上 憲介	
4	知的障害者家族会代表		北山 貴久子	
5	精神障害者家族会代表	会長	渡辺 アツ子	
6	社会福祉施設代表	社会福祉法人臼間会理事	原田 正典	
7	社会福祉施設代表	南関第一保育園園長	勝田 早苗	
8	社会福祉協議会代表	事務局長	大木 千恵美	
9	保健医療代表	大林医科歯科	佐藤 彰洋	
10	地域婦人会代表	会長	田中 喜代子	
11	区長会代表	会長	佐藤 安男	
12	学識経験者		野田 泰臣	一校区
13	学識経験者		福山 悦子	二校区 副委員長
14	学識経験者		布志木 良一	三校区
15	学識経験者		大法 真奈美	四校区
16	議会議員代表	産業厚生常任委員会委員	打越 潤一	
17	教育委員会代表	教育長	大里 耕守	
18	副町長		本山 一男	

## 4. 用語解説

---

### あ行

#### NPO（エヌ ピー オー）

民間非営利団体（Non-Profit Organization）の略。営利を目的とせずに地域などにおいて様々な社会的・公益的な活動を行っている団体。

### か行

#### 協働

住民がまちづくりの主人公として、身近な課題を住民同士、あるいは住民と行政がともに考え、協力し、解決していくこと。

#### コーディネーター

様々な要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる人。また、そのような職業。

#### ケアマネジメント

要介護（要支援）認定者等のサービス利用者のニーズを満たすため、保健・医療・福祉等の多様なサービスを適合させる系統だった連携・調整・統合の一連の活動のこと。

#### 権利擁護

誰もが地域で主体的に生活していくために生命と財産を守るとともに、自立を支援し自己実現と社会参加を促す活動、考え方。

#### 耕作放棄地

農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意志のない土地。

#### 子育て支援センター

家庭で子どもを保育する保護者とその子どもを対象に、子育てサークルや遊びの場の提供、子育てに関する相談や情報提供をする施設。

#### コミュニティ

居住地や関心をともにすることで営まれる共同体のこと。

## さ行

### 災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から身を守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援が必要な人たち。

### 社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進などを図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。

「社会福祉の基礎構造改革」に基づいて、2000年（平成12年）に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へと改正された。

### 生涯学習

一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすこと。

### シルバー人材センター

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、市（区）町村ごとに設置される公益法人。自らの能力を活かしながら自分なりの働き方で社会参加をしたいという概ね60歳以上の人に対し、多様なニーズに応じた就業の機会を提供することにより、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と地域社会の福祉の向上と活性化を目指す。

### 成年後見制度

認知症や知的障がい・精神障がいなどで判断能力が不十分な人が手続きや契約などで不利益を被ることのないよう支援し、本人の権利や財産を守ることを目的とする制度。

## た行

### 地域包括支援センター

地域において①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備（包括的、継続的マネジメント事業）、④高齢者の虐待の防止や早期発見及び権利擁護事業の4つの基本的な機能を持つ総合的なマネジメントを担う中核機関。

## な行

### ニーズ

社会的な意味での要求。需要のこと。

### 認知症

脳の障がいによって起こる病気で主な原因にアルツハイマー型認知症と脳血管性認知症がある。短期間に記憶・判断力などの障がいが起こり、老化による機能の低下とは異なる。

## ノーマライゼーション

あらゆる人々が、ともに住み、ともに生活できるような社会を築くこと。

## は行

### バリアフリー

高齢者や障がいのある人が生活する上で妨げとなる物理的・精神的障壁を取り除くことの総称。具体的には、車いすで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、手すりや点字の案内板の設置等がある。

### ふれあいサロン

高齢者や障害のある人など、閉じこもりやすい人たちが気楽に集まり、楽しく過ごせる場所と内容を身近な地域に自分たちでつくっていく活動のこと。

### ボランティア

よりよい社会づくりのために自発的（自由意思）、無給性（無償性）、公益性（公共性）等に基づいて技術的な援助や労力の提供等を個人が自ら進んで行う民間奉仕者。

## ま行

### 民生委員・児童委員

地域福祉向上のため民生委員法に基づき国から委嘱される民間の奉仕者で児童福祉法による児童委員も兼ねている。援助を必要とする人の生活状態の把握、相談・助言活動、情報提供や援助活動を行うほか、町や町社会福祉協議会への協力を行うこととされている。

## や行

### ユニバーサルデザイン

障がいの有無、性別、年齢、言語の違い等にあわせて特別に考えられたものではなく、すべての人に使いやすいように考えられた製品、環境、情報等のデザイン。

## ら行

### レクリエーション

遊びやゲームを通して生きがいのあるライフスタイルを実現し、自分の経験や得意なことを遊びやゲームの中で活かし、社会参加を促していくものである。

### 老人クラブ

地域を基盤とした高齢者の自主組織。仲間づくりを通じた生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を活かして、地域の諸団体と協働し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努める。

## わ行

### ワークショップ

多様な価値や考え方を受け入れ、参加者の立場や年齢の違いにかかわらず、誰もが自由に意見をいやすく形式にとらわれないよう工夫された会議の手法。講義等のような一方的な知識伝達のスタイルではなく、様々な人の意見やアイデアを交換・紹介することにより、課題の解決のための方策の提案等を行う。

## 第2次南関町地域福祉計画

平成24年3月発行

---

発行 南関町 福祉課

〒861-0898

熊本県玉名郡南関町大字関町1316

TEL (0968) -53-1111

FAX (0968) -53-2351

---